

男女共同参画会議監視専門調査会ヒアリング

— NGO から見た総括所見の実施と次回政府報告 —

2013 年 6 月 24 日（月）

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク

JNNC (Japan NGO Network for CEDAW)



発言者（発言順）

「総論」	永井よし子
「条約の国内実施と選択議定書」	山下 泰子
「労働関連」	柚木 康子
「民法改正」	坂本 洋子

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク

JNNC (Japan NGO Network for CEDAW)

<http://www.jaiwr.org/jnn/index.htm>

連絡先：FAX 03 - 5905 - 0365



資料

1. 女性差別撤廃委員会第6次レポート審議に向けたNGOの取り組み
2. JNNC10年の活動
3. JNNC参加団体リスト
4. 総括所見後の各項目進捗表
5. 社会権規約委員会の日本に対する第3回総括所見（労働関連）
6. 憲章24条に基づく100号及び181条約違反申立とILOの結論と勧告要旨
7. 厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会委員宛て「国連女性差別撤廃委員会の懸念および勧告に応える雇用機会均等法の改定を求める要請書」（JNNC）
8. 選択的夫婦別氏制度に関する政府の世論調査（性別・年代別賛否）
9. 民法改正の議員立法案提出状況
10. 各政党の政策（マニフェスト・政策集等）

机上配布資料

1. 『女性差別撤廃条約第6次日本レポート審議とJNNCの活動記録 国連と日本の女性たち』
(JNNC、2009年)
2. 『2010-JNNC ドゥブラヴカ・シモノヴィッチ委員招聘活動報告集 国連女性差別撤廃委員が語る日本の課題』
(JNNC、2010年)
3. 『改訂 学んで活かそう女性の権利 女性差別撤廃条約の新展開』
(国際女性の地位協会、2012年)
4. 山下泰子関連書籍抜粋コピー
 - ・ 山下泰子「女性差別撤廃条約上の義務を履行するための提言」辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画のために一政策提言』（東北大学21世紀COEプログラム ジェンダー法・政策研究叢書）東北大学出版会、2008年、53-68頁。
 - ・ 山下泰子「国際人権の実施におけるNGOの可能性」辻村みよ子編『壁を超える一政治と行政のジェンダー主流化』（ジェンダー社会科学の可能性 第3巻）岩波書店、2011年、169-192頁。
 - ・ 山下泰子「女性差別撤廃条約の日本へのインパクト」ジェンダー法学会編『ジェンダー法学のインパクト』（講座 ジェンダーと法 第1巻）日本加除出版、2012年、17-31頁。

NGO から見た総括所見の実施と次回政府報告 —— 総論

JNNC 代表世話人 永井よし子

1. JNNC の CEDAW への働きかけと活動

資料 1

資料 2

資料 3

- ・それまで NGO が個別に行っていたロビイング及び NGO レポートの提出を一括した。

2002 年の会期前作業部会、2003 年の本審査、2008 年の会期前作業部会、2009 年の本審査などに対して、事前に NGO レポートによる情報提供を行い、審議の場に足を運んだ。これらの行動は CEDAW から歓迎され、2003 年、2009 年の NY 審査で、ランチタイムブリーフィング、非公式ブリーフィングでの発言および意見交換の場の確保につながった。

- ・参加団体の広がりにより、それまでに指摘された差別に留まらず、取り上げられてこなかった差別の実態の顕在化につながる効果があった。その情報を CEDAW に届けたことが、かなりの部分で政府への質問項目や総括所見に反映された。

- ・03 年は 57 名、09 年は 84 名が NY で政府報告の審査を見守った。

- ・2009 年の総括所見におけるフォローアップ課題については JNNC の全体課題として取り組む。CEDAW のフォローアップ担当のシモノヴィッチ委員を日本に招聘し、内閣府での講演を含む国内各地の講演と条約の周知に貢献あった。NGO レポート、JNNC コメント、集会を重ね、政府の意欲的な回答を期待する働きかけを行った。

- ・CEDAW は 2010 年に採択した声明において、国家報告を準備する際に NGO との協議を求めている。今後の報告策定の過程において、形式的でない NGO との意見交換が試みられるべきで、今回のヒアリングが早い段階で実施されたことを歓迎したい。ただ、NGO との対話は折に触れ語られ、09 年の政府代表報告でも行っていると報告されているが、これまでの「聞く会」は一方通行の報告で、参加者との対話とはとても言えない。公聴会やパブリックコメントの募集も行われてはいるが、どのように反映されたかが見えない。その点でも、条約の求める NGO との密接な関係の構築は今後の課題である。今回のヒアリングが NGO との対話の手ぐえある経験につながることを願っている。

2. 日本政府報告書と総括所見

資料 4

①政府報告書は、実施したこと、推進の方向にあることのみに偏っている。2009 年審査では、不十分との指摘もあった。

②指摘を受けながら実現していないものには触れない。結果として勧告を無視

③結果の平等の実現に消極的。差別の定義が国内法に明記されていないこと、間接差別の解消に消極的。

④形式的な回答に留まりがち。実態には差別が温存されている可能性がある。水面下に潜むものを抉り出すべきである。対策を提案しても（回答は整っていても）差別解消につながらなければ形式的回答に留まる。

⑤実現しない、あるいは変化の遅れについての分析、障壁を取り除くための検討や方法に関する

言及が少ない。あるいは欠いている。

⑥特に、NGO の指摘によって顕在化した分野の差別温存が軽視される傾向がある。

3. 上記 2 との関連で①②⑥について具体例を見る

2-①第 3 次基本計画に掲げた数値目標が評価され、年次報告も行われている点は評価しつつも、内実への踏み込み検証が不足。また、調査対象が固定、広がりが無い。

最近の差別や暴力の多様な実態の救済に、どのような対処を提案できるか。

Ex1：柔道連盟の指導的地位は男性のみ。進級の壁など女子柔道は副次的扱い＝26,27、

29 項、監督による暴力や指導的地位の役員へのセクハラは DV 法ではカバーできない暴力。隠される女性差別は指導的地位に女性がいないことが一因。

Ex2：年次報告の範囲を広げ、ジェンダー統計を充実すること。民間、半公的団体等の統計が必要。また、数値が 30%をこえた場合も、分野に偏りがあることへの考察が必要。指定職問題も。

2-②繰り返しの勧告のうち、民法改正と労働分野、選択議定書については後述。

「差別の定義」の国内法への明記。審議での政府答弁は、条約は国内法としての効果を持つと言うが、訴訟等において今なお国は直接担保はされていないと主張。国内法がないと自動執行されないとする判例と政府回答は矛盾。二重基準を見直すように。

結果として勧告を無視しているのが、「慰安婦」問題と公人による差別発言。

「慰安婦」に関して、CEDAW は早い時期から懸念、勧告を出している。政府は「アジア女性基金」を掲げて説明してきたが、CEDAW の納得は得られず、09 年の勧告（被害者への補償、加害者処罰、この問題に関わる教育）では、永続的な解決を見出す努力を緊急に行うことを求めている。本年、社会権規約委員会、拷問禁止委員会から慰安婦に関する勧告が続いて示され、今後は他の人権条約との関係も視野に入れつつ政府回答を検討し、根本的解決を探るべきではないか。

おりしも、橋下大阪市長の「慰安婦」及び性産業に従事する女性を侮辱する発言が世界中から批判されている。いま、にわかにヘイトスピーチ論議が活発化しているが、公人による差別発言の放置は影響力も大きく連鎖する。看過できない。03 年の CEDAW 審査では、石原都知事のババァ発言は世界中の女性を侮辱するものと指摘した委員に対し、政府代表は「マスコミが取り上げるのが最大の制裁、予防」と回答、政府の役割の自覚を欠いていた。09 年勧告でも「言葉の暴力を犯罪とする」とまで強く対策を求めている。政府回答は注目されている。

意思決定の場への女性の参加について、議論・検討は重ねられているが、進まない。

現状の一票の格差は違憲との司法判断を受け、国会で議論があるが、そこでは数字の辻褃合わせのような見解が示されるにとどまっている。将来を見据えた日本社会の構築には性の偏りなく政治的意思決定がなされるべきとの意識は皆無である。選挙制度の検討を提言することが必要である。これは北京行動綱領でも政府のなすべきこととして指摘されている。

2-⑥ 条約に向き合うことによって、女性差別の実態を的確に指摘し、顕在化することにつながったのは、マイノリティ女性、高齢女性の貧困、性暴力、平等教育の後退、司法におけるジェ

ンダーバイアスなどの分野である。また、東日本大震災及び福島第Ⅰ原発事故など、災害と女性の分野が注目されている。これまで差別として認識されてこなかった差別が指摘され、摘出されていくことは重要なことであり、こうした実情に対してこれまで以上に実効力ある差別撤廃政策が求められる。と同時に、人権教育、ジェンダー平等教育、ステレオタイプな意識の変革が緊急に求められる。特に、公人や指導的地位にある人々への人権教育は緊急課題である。これまでの人権教育や研修は、職員などに偏っている。もっとも必要なのは、高位にある司法、立法、行政関係者への意識変革の働きかけである。影響力のある高位の人の意識が変わってこそ、男女共生社会実現への歩みは加速されるであろう。

さらに、人権の保障と救済を目的とするパリ原則にそう人権救済機関の設立は急務であり、必要な法律の制定や改正が急がれる、と同時に、人権機関による意識変革教育の新たなカリキュラム開発を期待したい。

さらに、条約実施について後退を許さない絶えざる監視が必要である。

JNNC の重要課題として全体で取り組んできた選択議定書の批准、民法改正、労働分野などについてはそれぞれ 3 人から発言する。

以上、総論とする。

「条約の国内実施と選択議定書」

山下泰子（前 JNNC 代表世話人、国際女性の地位協会会長）

I 女性差別撤廃条約の国内実施のために

条約の誠実な履行を通じて男女共同参画社会の構築を図るための6つの提言

◆山下「政策提言」（東北大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー法・政策研究」での5年間の研究成果）

1. 女性差別撤廃条約専門調査会の設置

監視専門調査会は、国連提出の報告書作成に関わるだけでなく、基本的に女性差別撤廃条約の国内実施のための監視機能を果たすべき：CEDAW 一般勧告 28,39 項

◆山下「インパクト」p.28,苦情処理・監視専門調査会（2004）「国際基準・規範の国内への取り入れ・浸透について」◆山下「政策提言」p.58.

2. 女性差別撤廃条約に基づく国内法の見直し：総括所見(2009)19,20,21,22.28 項

◆山下「インパクト」CEDAW 一般勧告 28,pp.26-28.

3. 女性差別撤廃条約の普及・広報：総括所見(2009)58 項

4. 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准：総括所見(2009)20 項

◆山下「NGO の可能性」pp.187-188.

5. 暫定的特別措置の活用：総括所見(2009)27,28 項.◆山下「インパクト」pp.24-25.

6. 政府と NGO の協働：総括所見(2009)3,5 項,CEDAW 「非政府組織との関係に関する声明」◆山下「NGO の可能性」pp.185-188.◆国際女性の地位協会『改訂 学んで活かそう女性の権利』尚学社、2012 年、pp.48-49.

II 選択議定書の重要性と国際的動向

1. 女性差別撤廃条約は、基本的に個人の人権を保障する法的拘束のある国際文書である。従って、条約上の人権を侵害された個人の救済が行われなければならない。条約 18 条の国家報告制度だけでは、実効性の担保が不十分であることから、条約採択 20 周年の 1999 年に選択議定書が採択された。内容は、個人通報制度と調査制度の2種類があり、現在、女性差別撤廃条約締約国 187 か国中 104 か国が選択議定書を批准している。すでに、アジアでも、バングラディシュ、ネパール、フィリピン、韓国、タイ、トルコが締約国である。OECD 加盟 30 か国中、選択議定書を未批准なのは、女性差別撤廃条約自身も批准していないアメリカと、条約は批准しているが選択議定書を批准していない日本だけである。

◆国際女性の地位協会編『改訂 やさしく学ぼう女性の権利』pp.18-23.

2. CEDAW では、すでに 52 件の個人通報案件を登録リストにあげている。既決事件（31 件：うち権利侵害あり 13 件、権利侵害なし 1 件、受理可能性なし 12 件、取り下げ等 5 件、未済事件：21 件である。調査制度についても、現在 6 件が係属中である。林陽子委員が、選択議定書作業部会長を務める。

III CEDAW による日本への選択議定書の早期批准要請

1. 女性差別撤廃条約は、国内的効力を有するものであり、第 1 次的には、国内裁判所が、

条約上の権利救済に当たることが要請される（条約 2 条 c）。

2. CEDAW は、日本レポート審議の度に、選択議定書の早期批准を求め、とくに 2009 年には、「条約が女性の人権にかかわる人権条約として法的拘束力をもつという認識」が希薄であり、「レポート全体を通して、本条約がまるで宣言のようにしか受け止められておらず、女性の人権に関わる人権条約として法的拘束力を持ち、国内法に適用しなくてはならない、と受け止められていないと思う。これを変えていくためには、選択議定書の批准をすることがきわめて重要です」「（シモノヴィッチ委員）との指摘があった。
3. これを受けたのが、総括所見 20 項である。「委員会は、締約国が選択議定書の批准を引き続き検討することを繰り返し勧告するとともに、選択議定書にもとづいたメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する」としている。

IV 日本国内での選択議定書批准に向けての動向

1. 2004 年、国際婦人年連絡会は、選択議定書批准を求めて、37 万通の署名を集めた。
2. 外務省・法務省は、個人通報について、20 年以上も研究会を開催している。
3. 参議院本会議は、早期批准を求める請願を少なくとも 11 回以上採択している。
4. 2009 年、JNNC は国会对策チームをつくり、CEDAW の日本レポート審議の場で、選択議定書の批准に向けた発言を得ようと、積極的なアプローチを行い、1 月から 7 月にかけて、議員会館、自民党本部、首相官邸などを合計 46 回訪問した。
5. JNNC は、2009 年 8 月の衆議院議員選挙に向けて、選択議定書に関する公開アンケートを行い、自民党の「慎重に検討」、国民新党の「現在、検討中」以外は、批准に賛成の回答を得た。2010 年 6 月、参議院選挙でも、直前政党アンケートを実施した。
6. 2009 年 9 月、千葉景子法務大臣は、就任記者会見で、選択議定書批准を行うことを明言したが、まったく手つかずに終わった。
7. 2010 年 5 月、外務省人権人道課に人権条約履行室(7 人)が新設され、選択議定書批准の準備にあたりと言われた。以後、JNNC は、外務省人権条約履行室や法務大臣・副大臣、法務省国際室を訪問し、選択議定書の早期批准を要請した。
8. 2010 年 12 月、第 3 次男女共同参画基本計画は、「選択議定書の批准については、早期締結について真剣に検討を進める」とした。
9. JNNC は、日弁連と共催して、2010 年 1 月日比谷公会堂、2012 年 4 月弁護士会館講堂クレオで、「今こそ、個人通報制度の実現！大集会」を開催した。

V 選択議定書の批准は、JNNC の悲願である。監視専門調査会は、選択議定書の早期批准に向けた具体的なロードマップを示してほしい。

以 上

法学博士、文京学院大学名誉教授、元ジェンダー法学会理事長、元日本学術会議連携会員。
主著：『女性差別撤廃条約の研究』、『女性差別撤廃条約の展開』、『女性差別撤廃条約と日本』

「労働関連」

柚木康子（JNNC 世話人、均等待遇アクション 21 事務局）

1. 2009 年 8 月女性差別撤廃委員会総括所見とその後の国際機関の勧告

- ①女性差別撤廃委員会総括所見における労働関連部分：21, 22, 45, 46, 47, 48 項
- ②社会権規約委員会総括所見における労働関連部分 2013 年 5 月：資料 5
- ③ILO100 号条約違反申立に対する ILO の結論と勧告 2011 年 11 月：資料 6
- ④ILO181 号条約違反申立に対する ILO の結論と勧告 2012 年 3 月：資料 6

本年 5 月に出された社会権規約委員会からの勧告でも 13, 16, 18, 19, 20 項と具体的な指摘がなされた。（JNNC 参加団体有志で労働も含めたジェンダーレポートを提出）

上記の諸勧告を踏まえた政府報告の必要の指摘を

2. 2009 年 8 月の総括所見の指摘事項で実現したもの、前進したもの、前進が見られなかったものを明確にし、前進しなかった事項についてその原因を明らかにする必要性の指摘を

3. 厚労省労政審雇用均等分科会で昨年来均等法見直しがされている。

総括所見の指摘を踏まえて均等法を点検し、勧告を反映する改定の必要性の指摘を

資料 7 厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会委員宛て「国連女性差別撤廃委員会の懸念および勧告に応える雇用機会均等法の改定を求める要請書」（JNNC）

4. 男女賃金格差縮小に必要なポイントの指摘を

正社員・正職員の男女間比較で賃金格差 73.3

女性の 54.7%は非正規職、非正規職全体の 7 割が女性・・非正規問題は女性問題である

＊同一価値労働同一賃金の評価スキームの確立

＊人材活用の仕組みにでは説明できない正規・非正規格差をどう是正するのか

5. 規制改革実施計画に盛られた労働者派遣制度の見直し（2013 年度検討・結論）は ILO 勧告を踏まえたものに

登録型派遣の大半は女性である

6. ジェンダー統計の必要性の提起を

ジェンダー統計に資するものとして、有価証券報告書の活用を

7. 女性の「経済のために活用」という表現がふえている。女性の人権としての視点で取組を

民法改正

坂本洋子（NPO 法人 mネット・民法改正情報ネットワーク）

◆差別規定が解消されない日本の民法

1996 年 2 月 26 日、法制審議会から選択的夫婦別氏導入や婚外子相続差別撤廃の民法改正の法律案要綱が答申されたが、17 年以上もたなざらしとなっている。（法制審答申後立法化されていない唯一の法律案）

- * 婚姻最低年齢に男女差を設けている主な国は中国と日本
- * 法で夫婦同氏を義務付けている国は先進諸国では日本のみ
- * 再婚禁止期間を設けていた多くの国が近年撤廃
- * 婚外子への相続差別を法で規定しているのは日本とフィリピン（政府答弁）

◆第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会総括所見（2009. 8. 7）

18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を 18 歳に設定すること、女性だけに課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

◆女性差別撤廃委員会からの勧告

2003	女性差別撤廃条約第 4・5 回報告書審査	婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択・婚外子差別の各規定の改正を勧告
2009	女性差別撤廃条約第 6 回報告書審査	婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択・婚外子差別の各規定の改正を勧告、実施について 2 年以内に報告を要請
2011	女性差別撤廃条約フォローアップ書審査	一部履行の評価、1 年以内に再度報告を要請
2012	女性差別撤廃条約再フォローアップ書審査	

* 日本が新たに設けたフォローアップ制度を形がい化させている

◆選択的夫婦別姓について

▼婚姻件数 66万1895件（2011年人口動態統計）

夫の氏 63 万 6799 件（96.2%） 妻の氏 2 万 5096 件（3.8%）

夫妻とも初婚は 49 万 664 件（73.5%）一方もしくは双方が再婚は 25.9%

出生総数のうち、嫡出でない子（婚外子）は 2 万 3354 人（2.2%）

諸外国と比べ婚外子の割合は極端に低く、我が国の差別解消は依然として進んでいない

▼2010 年度「人口動態職業・産業統計の概況」（2013 年 3 月 6 日厚生労働省公表）

婚姻時 妻が有職の割合 69.5%

夫妻とも有職の割合 67.9%で過去最高



多様化や意識の変化

内閣府の世論調査では、60 歳未満では男女とも全ての年代でも選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を上回っている 資料 8

◆婚外子相続分規定（民法第 900 条第 4 号但し書前段）の裁判所の判断

高等裁判所

東京高裁	1993.6. 23	決定	違憲(確定)
東京高裁	1994.11. 30	判決	違憲(確定)
東京高裁	2010.3. 10	判決	適用違憲(確定)
大阪高裁	2011.8. 24	決定	違憲(確定) 区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている
名古屋高裁	2011.12. 21	判決	違憲(確定)

最高裁判所

2003 年 3 月 21 日第一小法廷判決

極めて違憲の疑いが濃い。立法府の裁量の問題として看過し得ない非合理的規定(島田仁郎裁判官補足意見)

2013 年 2 月 27 日

二つの裁判（非公開）の特別抗告審で最高裁判所第 1 小法廷（金津気聡裁判長）は 2 月 27 日、審理を 15 人の裁判官全員で構成する大法廷（裁判長・竹崎博允長官）に回付、5 月 29 日には新たに 1 件を大法廷に回付した。



規定を合憲とした 1995 年の大法廷決定の見直しへ

◆民法改正をめぐる動き

▼民法改正を公約に掲げ、野党時代に議員立法案を提出してきた民主党が 2009 年 9 月に政権をとったが、閣議決定には至らなかった。また、野党からも議員立法案の提出がなかったため、1997 年以降続いた法案提出が 2010 年に途切れ、以降提出されていない [資料 9](#) [資料 10](#)

▼2011 年 2 月 14 日、夫婦同氏を定めた民法 750 条が、憲法 13 条、24 条、締約国の差別撤廃義務を定める女性差別撤廃条約 16 条に違反するとして、男女 5 人が初の国家賠償請求訴訟を提起
⇒ 東京地方裁判所（石栗正子裁判長）は 2013 年 5 月 29 日、夫婦同氏による不利益を認めながら、原告らの請求はいずれも理由がないとして棄却（6 月 11 日原告控訴）

▼2012 年 4 月 9 日、職場で旧姓を使用してきた元高校教諭の男性が人事異動の新聞発表で戸籍名を使用され、精神的苦痛を被ったとして、神奈川県を相手に損害賠償請求訴訟を提起
⇒ 神奈川県教委は 2012 年 12 月、旧姓使用取扱要綱を改正し、2013 年 6 月 3 日、和解が成立

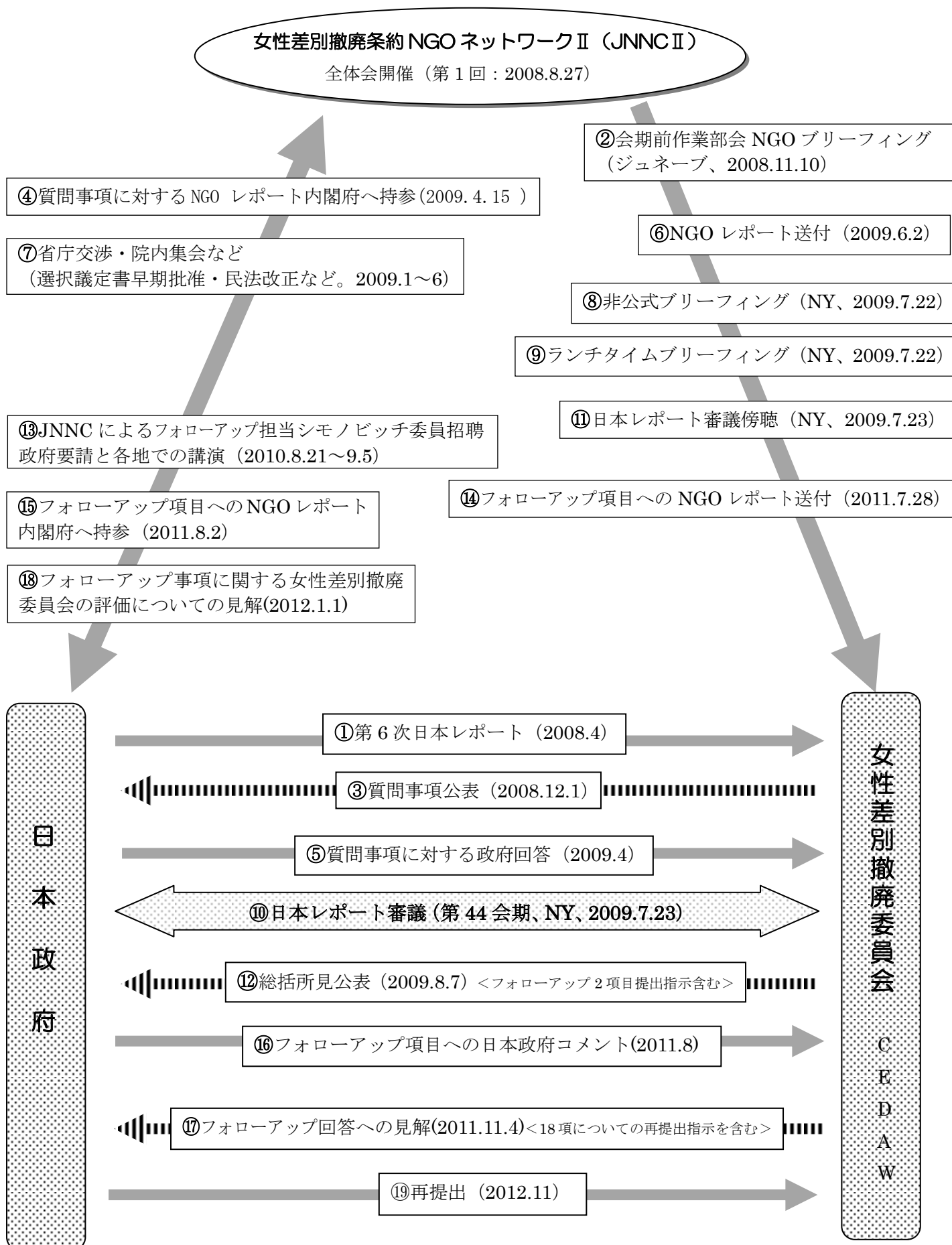
最後に

国連の各人権委員会からたびたび勧告を受けながら、日本政府が差別撤廃を行わないことは、人権政策に後ろ向きであることを露呈するだけでなく、勧告を形がい化させる恐れもある。

政党が民法改正を選挙公約に掲げ、国会議員が議員法案提出を繰り返し、大臣が国会答弁で法改正を約束したにもかかわらず、実現していないことへの説明責任が全く果たされていない。

選択的夫婦別姓は個人の尊厳や男女平等といった憲法や条約の理念に沿って見直すことが出発点であったにもかかわらず、そのことが全く蔑にされ、「世論」の動向を理由として立法化しないのは問題である。

女性差別撤廃委員会第 6 次日本レポート審議に向けた NGO の取り組み



注：数字は事柄の時系列的順番を表す。

2012. 12 現在
石 崎 節 子

日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）の歩み

太字＝JNNCの活動

細字◎＝CEDAW、日本政府関係項目

JNNC＝日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク

CEDAW＝国連女性差別撤廃委員会

NWECC＝独立行政法人国立女性教育会館

2013年5月1日作成

JNNC I

1998年7月24日	◎第4次日本レポート国連に提出
2002年9月13日	◎第5次日本レポート国連に提出
2002年12月23日	JNNC結成
2003年1月17日	内閣府男女共同参画局坂東真理子局長と第1回面談
2003年2月3日	CEDAW会期前作業部会NGOブリーフィング参加(ニューヨーク)
2003年3月20日	第1回衆参女性議員懇談会ブリーフィング開催
2003年3月4日	JNNCウェブサイト立ち上げ(http://www.jaiwr.org.jnnc)
2003年2月14日	◎CEDAW第4次・5次日本レポートへの質問事項公表
2003年4月9日	内閣府男女共同参画局坂東真理子局長と第2回面談、質問事項に対するNGO回答を内閣府に持参
2003年4月1日	◎質問事項に対する政府回答
2003年5月12日	第2回衆参女性議員懇談会ブリーフィング開催
2003年5月16日	NGOレポート、NGOサマリーレポート、質問事項に対するNGO回答をCEDAWIに提出
2003年5月19日	府省に対するNGO質問票
2003年5月1日	NGO質問票に対する府省からの回答
2003年7月7日	CEDAWIに対するランチタイムブリーフィング開催(ニューヨーク)
2003年7月7日	CEDAW非公式NGOブリーフィングで意見表明(ニューヨーク)
2003年7月8日	◎CEDAW第4次・第5次日本レポート審議(第29会期、ニューヨーク)
2003年7月8日	CEDAW第4次・第5次日本レポート審議傍聴・記者会見(ニューヨーク)
2003年8月8日	◎CEDAW最終コメント公表
2003年8月11日	参議院議員会館で記者会見開催
2003年8月23日	NWECジェンダー研究交流フォーラムにてワークショップ「CEDAW日本レポート審議報告」開催
2003年12月10日	『女性差別撤廃条約とNGO』(明石書店)発行
2003年12月13日	JNNC赤松良子賞受賞
2004年2月13日	府省交渉「CEDAW最終コメントの履行に向けた意見交換会」開催(衆議院第2議員会館)
2006年2月28日	府省交渉「CEDAW最終コメント・フォローアップ」開催(参議院議員会館)

JNNC II

2008年4月30日	◎第6次日本レポート国連に提出
2008年8月27日	JNNC II 第1回全体会開催
2008年11月10日	CEDAW会期前作業部会NGO ブリーフィング(ジュネーブ)
2008年12月1日	◎CEDAW第6次日本レポートへの質問事項公表
2008年12月～2009年6月	国会担当による国会議員と内閣への集中ロビイング
2009年4月14日	◎質問事項に対する政府回答
2009年4月15日	質問事項に対するNGO レポート内閣府へ持参
2009年6月2日	NGO レポート、NGOサマリーレポート、質問事項に対するNGO回答をCEDAWに送付
2009年7月6日	内閣府との懇談会(CEDAW第6次日本レポート審議に向けて)内閣府特別会議室
2009年7月20日	CEDAW非公式NGOブリーフィングで意見表明(ニューヨーク)
2009年7月22日	JNNC主催ランチブリーフィング(ニューヨーク)
2009年7月23日	◎CEDAW第6次日本レポート審議 (第44 会期、ニューヨーク)
2009年7月23日	CEDAW第6次日本レポート審議傍聴・記者会見(ニューヨーク)
2009年8月1日～12日	選択議定書に関する公開政党アンケート実施
2009年8月7日	◎CEDAW総括所見公表<フォローアップ2 項目提出指示含む>
2009年8月29日	NWECジェンダー研究交流フォーラムにてワークショップ「国連女性差別撤廃委員会からの勧告をどう活かす? 第6次日本レポート審議報告会」開催
2009年9月16日	女性差別撤廃条約選択議定書批准に向けた要望書を民主党・社民党・国民新党に送付
2009年12月13日	第6次日本レポートとJNNCの活動記録『国連と日本の女性たち』出版
2009年12月13日	女性差別撤廃条約採択30周年フォーラム共催(文京学院大学仁愛ホール)
2010年1月15日	日弁連主催「今こそ、個人通報制度の実現を! 大集会」に参加(日比谷公会堂)
2010年2月22日	選択議定書の早期批准を求める要望書を福島瑞穂大臣に提出
2010年5月8日	第3次基本計画に関する公聴会に分担して参加、意見表明
2010年5月11日	第3次基本計画に関するJNNC意見をパブリックコメントとして送る
2010年6月8日	選択議定書についての参議院選直前アンケートを各政党に送る
2010年8月21日～9月5日	JNNC による総括所見フォローアップ担当シモノヴィッチCEDAW委員招聘(以下「★」項目は、シモノヴィッチ委員が講演)
2010年8月28日	★NWECジェンダー研究交流フォーラム・ワークショップ「女性差別撤廃条約批准25周年の履行における諸課題」開催
2010年8月29日	★WWN15周年記念国際シンポジウム「職場における暫定的特別措置」(大阪)
2010年8月31日	第3次基本計画に関するJNNC具体的提言をパブリックコメントとして送る
2010年9月2日	◎・内閣府男女共同参画会議・聞く会「CEDAWのフォローアップ手続きの効率性と有効性」(東京)

2010年9月2日	シモノヴィッチ委員来日記者会見(参議院議員会館)
2010年9月2日	★日弁連・両性の平等に関する委員会「女性差別撤廃条約30周年および選択議定書10周年を記念して」(東京)
2010年9月4日	★未来館フェスティバル2010シンポジウム「国連女性差別撤廃委員会シモノヴィッチ委員 講演 & シンポジウム」(福島)
2010年10月～11月	国会要請行動10/20、11/2、11/11、11/12、11/15、11/16
2010年11月30日	女性差別撤廃条約に関する院内集会開催
2010年12月20日	2010JNNCドゥブラヴカ・シモノヴィッチ委員招聘活動報告集『女性差別撤廃委員が語る日本の課題』出版
2011年6月21日	外務省松浦人権人道課長、辻坂人権条約履行室長に面会
2011年6月6日	内閣府男女共同参画局岡島局長、武川審議官訪問。要請と意見交換
2011年6月30日	民主党子ども・男女共同参画調査会でヒアリングを受ける(会長神本美恵子議員により実現)
2011年7月4日	江田五月法務大臣に面会、要請
2011年7月28日	フォローアップ項目へのNGO レポートをCEDAWに送付
2011年7月28日	法務省国際室と面会
2011年8月5日	◎フォローアップ項目への日本政府コメント
2011年8月2日	フォローアップ項目へのNGOレポート内閣府へ持参
2011年8月3日	mネット・JNNC共催「民法改正を求める院内集会」開催
2011年10月21日	NWECジェンダー研究交流フォーラムにてワークショップ「国連女性差別撤廃委員会に、日本はこう答えた！」開催
2011年11月4日	◎CEDAWフォローアップ回答への見解<18 項についての再提出指示を含む>
2011年7月25日	JNNCフォローアップ・レポートをCEDAWに送る
2011年8月10日	フォローアップに関する政府回答についてのJNNC見解の記者会見開催
2012年1月1日	フォローアップ事項に関する女性差別撤廃委員会の評価についての見解を総理大臣、男女共同参画特命担当大臣、法務大臣に送付
2012年3月8日	mネット・日弁連主催・JNNC協力「民法改正を求める院内集会」開催
2012年4月5日	日弁連主催「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」に共催(弁護士会館)
2012年7月7日	米国で活躍するNGOメンバーのマービックさんを囲んで交流会開催
2012年8月25日	NWECジェンダー研究交流フォーラムにてワークショップ「国際条約とわたしたち—女性差別撤廃条約を中心に」開催
2012年9月5日	mネット主催JNNC共催「立法不作為を問う！Part2民法改正改正を求める院内集会」開催
2012年10月15日	佐村新男女共同参画局長を訪問
2012年11月1日	◎日本政府フォローアップ回答18項に関して再提出
2012年12月21日	自民党・公明党に「真の男女共同参画の実現に向けた要請書」送付
2013年1月1日	フォローアップ項目に関する日本政府の追加的情報提供についてのコメントを総理大臣、男女共同参画特命担当大臣、法務大臣に送付
2013年2月24日	JNNC10周年記念の集い「女性差別撤廃条約を活かす日本へ～これからどうする～」

2013年3月8日	mネット主催JNNG共催「立法不作為を問う！PART2 民法改正を求める緊急院内集会」開催
2013年3月27日	男女共同参画会議議員に関する申し入れ
2013年4月10日	国連女性差別撤廃委員会の懸念及び勧告に応える雇用機会均等法の改定を求める要請書提出

No.	団体名	
1	DPI 女性障害者ネットワーク	DPI Women's Network Japan
2	I 女性会議	Japan Women's Council I
3	NPO 法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク	mNet・Information Network for Amending the Civil Code
4	SOSHIREN・女(わたし)のからだから	SOSHIREN
5	アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」	Women's Active Museum on War and Peace (WAM)
6	アジア女性資料センター	Asia-Japan Women's Resource Center
7	(財) アジア・太平洋人権情報センター	Asia-Pacific Human Rights Information Center
8	アプロ女性実態調査プロジェクト	Apeuro Women's Survey Project
9	「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク	Japan All Solidarity Network for the Settlement of the "Comfort Women" Issue
10	公人による性差別をなくす会	Action to Eliminate Gender Discriminatory Remarks by Public Officials
11	移住労働者と連帯する全国ネットワーク	Solidarity Network with Migrants, Japan
12	沖縄市民情報センター	Okinawa Citizens' Information Centre
13	兼松男女賃金差別裁判原告	Plaintiffs of a case of gender-based wage discrimination in Kanematsu Corporation
14	“共生社会をつくる”セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク	Kyosei-Net for LGBIT
15	均等待遇アクション 21	Equality Action 21
16	ゲイジャパンニュース	Gay Japan News
17	国際女性の地位協会	Japanese Association of International Women's Rights
18	国際ゾンタ 26 地区 (日本)	Zonta International District 26(Japan)
19	「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会	Association for the Support of Children out of Wedlock
20	サバイバーズ・ジャスティス	Survivor's Justice
21	昭和シェル石油男女賃金差別裁判原告	Plaintiff of a case of gender-based wage discrimination in Showa Shell Sekiyu
22	性暴力禁止法をつくろうネットワーク	Network for a Law Banning Sexual Violence
23	女性自衛官の人権裁判を支援する会	Committee to Support Female SDF Official's Court Case of Human Rights
24	女性と健康ネットワーク	Japan's Network for Women and Health
25	人身売買禁止ネットワーク	Japan Network Against Trafficking in Persons
26	新日本婦人の会	New Japan Women's Association
27	スペースアライズ	Space Allies
28	世界女性会議岡山連絡会	Okayama Communication Network of the World Conference on Women
29	全国商工団体連合会婦人部協議会	Women's Council of the National Federation of Merchant and Industrialist's Organizations
30	全国フェミニスト議員連盟	Alliance of Feminist Representatives
31	全国労働組合総連合女性部	The National Confederation of Trade Unions Women's Bureau
32	戦時性暴力問題連絡協議会	Japan Network against Wartime Sexual Violence
33	男女平等をすすめる教育全国ネットワーク	Japan Network on Education for the Advancement of Gender Equality
34	日本 BPW 連合会	National Federation of Business and Professional Women's Clubs of Japan
35	日本婦人団体連合会	Japan Federation of Women's Organizations
36	ねりまジェンダー研究会	Nerima Gender Watch
37	農民運動全国連合会女性部	Japan Family Farmers Movement, Women's Section
38	派遣労働ネットワーク	NPO Dispatched Labour Network
39	働く女性の全国センター	Action Center for Working Women
40	反差別国際運動日本委員会	The International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism-Japan Committee
41	東日本大震災女性支援ネットワーク	Rise Together for Women in East Japan Disaster
42	ヒューマンライツ・ナウ	Human Rights Now
43	部落解放同盟中央女性運動部	Buraku Liberation League Central Women's Division
44	北京 JAC	Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference
45	北海道アイヌ協会札幌支部	Ainu Association of Hokkaido, Sapporo Branch
46	琉球弧の先住民民族会	Association of Indigenous Peoples in the Ryukyus
47	れ組スタジオ・東京	Regumi Studio Tokyo
48	ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク	Working Women's Network
他	日本弁護士連合会	Japan Federation of Bar Associations

総括所見後の各項目進捗状況

パラ No.	報告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
全般		JNNC全体の取り組み ・選択議定書の批准促進JNNC・日弁連・市民集会(2010.1.15) ・要望書提出(福島みずほ男女共同参画担当大臣、小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長宛)(3月) ・フォローアップ担当報告者シモノビッチCEDAW委員招聘(8.27～9.5) ・NWECにてシンポジウム開催(8.28) ・省庁表敬訪問(法務省9.1、内閣府男女共同参画局9.2、外務省9.3) ・要望書提出(内閣の女性起用にに関する菅直人内閣総理大臣宛) ・選択議定書の批准、総括所見の実現とフォローアップ事項の推進を求める要望書提出(内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣、外務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣宛)(11月) ・女性差別撤廃条約の実効性を高める院内集会(11.30) ・JNNCは、2010年、2011年とも月例会を開催し、CEDAW「総括所見」の実施に向けて活動 ・JNNC編『国連女性差別撤廃委員が語る日本の課題』(2010.12)刊行 ・JNNCは、フォローアップ項目と選択議定書の批准を与謝野男女共同参画担当大臣、江田法務大臣、前原外務大臣に要請(2011.2.10送付) ・JNNCメンバー他編『ジェンダー六法』(2011.4)刊行 ・JNNCメンバーが企画、「3・8国際女性デー院内集会」(2011.3.8、於参議院議員会館)開催 ・JNNCより各政党に「2011女性の政治参加に関わる公開アンケート」を実施(2011. 3) ・JNNCメンバーは、男女共同参画推進連携会議の「聞く会」に毎回出席し、男女共同参画の各専門調査会および同ワーキンググループ会合を傍聴 ・JNNCメンバーは、内閣府男女共同参画局長を訪問し、フォローアップ項目の実施や選択議定書批准についての情報交換(2011. 6. 6.) ・神本美恵子議員(民主党子ども・男女共同参画調査会会長)に面会・要請(2011. 6. 24) ・民主党子ども・男女共同参画調査会によるヒアリングを受けた(2011. 6. 30) ・JNNCによるフォローアップNGOレポート送付(2011.7.28) ・江田五月法務大臣に面会、民主党西村智奈美議員、松浦大悟議員、神本議員秘書他同席(2011. 7. 4) ・2011.8.10院内にてJNNCレポートと政府報告に関する記者会見 ・フォローアップ事項に関するCEDAWの評価について見解発表、内閣府に送付(2012.1. 1) ・民主党法務部門会議・男女共同参画調査会合同ヒアリング参加(2012.5.16) ・フォローアップ項目に関する日本政府の追加的情報提供についてのJNNCコメントを送付(2013.1) ・JNNC10周年記念の集い「女性差別撤廃条約を活かす日本へ～これからどうする～」を開催(2013.2.24) ・CEDAWの懸念および勧告に応える雇用機会均等法の改定を求める要請書を均等分科会委員宛て送付(2013.4) 国際女性の地位協会 ・国際女性の地位協会編『学んで活かそう女性の権利：女性差別撤廃条約と選択議定書』(2010.8)刊行 ・国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』(2010.3)刊行 ・「国連とジェンダー」をテーマにシンポジウムを開催(2009、2010、2011、2012)	・「第3次男女共同参画基本計画」に「第15分野 国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が設けられ、「フォローアップ項目も含め勧告された事項に適切に対処する」と明記された。また選択議定書の批准については、早期締結について真剣に検討を進めると記載された。 ・男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会が開催された。さらに同会の一部としてポジティブ・アクションWGと女性と経済のWGが発足。 ・2011.6. 17男女共同参画推進連携会議「聞く会」を開催、フォローアップ項目回答骨子が示され、府省からの説明が行われた。 ・2011.8.8政府のフォローアップ報告公表 ・男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 報告書公表(2012. 2) ・2012.5.21 「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」発足 ・2012.6.22 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」～働く「なでしこ」大作戦～決定	方針の実効性を担保する政権の意思	内閣府 法務省 外務省 その他 各省庁

パラ No	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		日本婦人団体連合会(婦団連) 第3次男女共同参画基本計画及びフォローアップ項目の実施に関する要望書を岡崎トミ子男女共同参画担当相に提出・要請(2010. 12.9)、フォローアップ項目をはじめとする「総括所見」の実施を求める省庁要請(2011. 6.10)、CEDAWに基づくジェンダー平等の実現を求める男女共同参画局長要請(2011.10.6、2012.5.16及び2013.5.16) 北京JAC ・「フォローアップ項目と第3次男女共同参画基本計画の実施に関する要望書」を岡崎大臣、津村啓介民主党団体対応本部副部長/同党政策調査会副会長に提出、面談(2010.12.13) ・「男女共同参画政策に関する要望書」(7分野と推進体制)を岡島男女共同参画局長宛てに提出、(2011.11.14)、面談(11.17)。 ・女性国会議員とともに学ぶ「チェルノブイリとフクシマ女性」の視点で放射能を考える」学習会を参議院議員会館にて開催(2012.4.26) ・「原発に関する要望書」を復興庁平野大臣に提出、今野東副大臣に面談(2012.11. 13)。(原発再稼働しないこと、「原発事故・子ども被災者支援法」の具体的施策、「被災者生活再建支援法」「災害救助法」の世帯単位を個人単位に変え、「災害弔慰金支給法」の女性に不利な給付のあり方を改める、防災会議のメンバー構成の男女共同参画・多様性配慮の実施、リプロの観点からの18歳以上の女性への被曝検査など) 新日本婦人の会 ・東日本大震災にあたり、女性のニーズに対応した避難所運営など被災者支援にジェンダー視点をとりいれること(2011.3.23)、復興計画づくりに女性の参画(2011. 4.7)を菅直人災害対策本部長・首相に要望書提出。 ・原発事故にあたり「放射能から子どもを守れ!原発はいらない!」女性アクションとして、国会、東京電力、文科省に要請行動(2011.6.1) ・福島の子どもの医療費無料化実現へ、「緊急アクション」として、野田首相あてに要請メールを全国から送る運動(2012. 2月～) ・原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を求める署名を国会に提出(2011年末時点で151,711人分、現在も署名継続中)。 ・原発ゼロ・再稼働反対をもとめ、首相官邸前や各地での金曜行動はじめあらゆるとりくみに会をあげて参加(2012. 7月以降継続中) ・第56回国連女性地位委員会へ、大震災と原発事故の問題点を指摘し、防災と復興の視点から農山漁村女性のエンパワメントに関する提起を盛り込んだ声明を送付(2011. 11.14) ・CEDAWへ、第3次基本計画と東日本大震災の支援・復興の課題を中心にフォローアップレポートを提出(2012. 7. 1) ・第2回UPRへ、国連人権高等弁務官事務所にNGOの情報提供として、(1)CEDAW選択議定書の批准及び女性に差別的な法律上の規定の廃止、女性に対する暴力に関する措置、2)東日本大震災・原発事故にかかわる状況、3)女性の働く権利、4)女性の政治参加と選挙制度、5)日本軍「慰安婦」問題の6点について文書提出(2012年4月) ・第57回国連女性地位委員会へ、日本軍「慰安婦」問題と米軍による性暴力問題を中心に、女性と少女に対する暴力の根絶と予防に関する提起を盛り込んだ声明を送付(2012.11.15)	・岡崎大臣からは、党内若手男性議員から、国際基準など関係ない、日本は日本のやり方で という声があり、党内教育不足を反省、大臣としては精いっぱい対応するとの回答。その後も進展なし。 ・「原発事故子ども・被災者支援法」が超党派の議員立法で成立(2012. 6.27)したが、具体的施策はいまだ決められないままである。安倍内閣は原発再稼働推進の姿勢であり、福島事故も収束していないのに、複数国への原発輸出をきめた。復興庁幹部がツイッターで被災者・支援者を愚弄して更迭されたり、高市自民党政調会長が再稼働について「原発事故で死者は出ていない」と述べ(2012.6. 17)批判をあび謝罪・撤回。	・政府与党内にCEDAWフォローアップのことが全くとっていいほど周知されていない。NGOからの働きかけも必要だが、国際関係対応部署も必要。 ・福島原発事故の収束もいまだ先は見えず、15万人余の県内外の避難者がいるにもかかわらず、経済最優先政策の政府の原発政策は早くも後戻りしている。将来の生活への不安、子どもや妊産婦のみ被曝検査が実施されているが、健康不安は何ら解決されていない。	

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
	東日本大震災女性支援ネットワーク ・ 東日本大震災にあたり、以下のような震災支援にジェンダー・多様性の視点をとりいれるよう、政府、被災県に対し要望書を提出。CEDAWにも災害・復興時にジェンダー平等が実施されていない現状とその改革の勧告を要請した。 1、復興基本方針策定に向けてダイバーシティ視点の徹底を求める要望書（2011.7.13） 2、CEDAW委員に向けた要望書提出（2011.7.20） ・ 院内集会を開催し、国会議員、自治体の防災担当者、女性支援団体、支援者、被災者に国際基準、良い支援事例をインプットし、防災政策かつ復興政策についてジェンダー・多様性の視点をとりいれるよう要請、意識啓発を行った。（2012.2.27） ・ リストアップ運動を展開し、防災会議に積極的に女性の登用を図るようキャンペーンを行った。（2011年-2012年） ・ 男女共同参画局佐村局長と、以下の出版物等を資料として意見交換を行う。（2012.10.17） ①竹信三恵子・赤石千衣子編『災害支援に女性の視点を！』（岩波ブックレットNo.852） ②「政策提言キット」（「復興計画・復興政策に組み込むべき提言」（8月3日版）、「国・自治体の「防災計画」への提言」（8月1日版）、「こんな支援が欲しかった！～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集」）。 ③『東日本大震災における支援活動の経験に関する調査報告書』 ④「世帯主問題」資料 ・復興庁を訪問。岡本統括官に面会し（男女共同参画班同席）、同様に申し入れ。（2012.12.13） 女性と健康ネットワーク（WHJ） ・ 東日本大震災にあたり、福島市、仙台市の避難所を訪問し、福島県立医大・宮城県女医会と被災者の健康課題に関する調査の準備を行った。（2011.4.1） ・ 「東日本大震災における避難所・診療所での医療・健康管理に関する医師会調査」を行った。その際、問25として「避難所での疾患に性差は見られましたか」とし、付問にて、被災後1週間、被災後1か月において、それぞれの性に関し、どのような疾患が多かったかを問うた。 ・ 『東日本大震災における医療・健康支援 男女共同参画の視点から』（監修 堂本暁子・天野恵子 編集・発行 女性と健康ネットワーク 発売 株式会社JRC）に「災害リスク削減とジェンダーの主流化—東日本大震災に学ぶ」（堂本暁子代表）、「災害予防・災害直後・復興過程におけるジェンダー課題」（原ひろ子副代表）、「東日本大震災における避難所・診療所での医療・健康管理に関する医師会調査」報告1、2（天野恵子）「ジェンダーの視点から見た災害応急対応の課題」（大原美保）の記事が掲載されている。（2013.2.1）本書の英語版は2013年にジュネーブで開かれた第4回防災グローバルプラットフォームにおいて配布。 ・ 女性と健康ネットワーク代表堂本暁子、副代表原ひろ子、評議員天野恵子医師らを中心とする現「男女共同参画と災害・復興ネットワーク」、日本学術会議人間の安全保障とジェンダー委員会（委員長：猪口邦子）等により2011年6月11日に日本学術会議講堂で共同主催された「災害・復興と男女共同参画6.11シンポジウム～災害・復興に男女共同参画の視点を～」に際し、7項目にわたる、男女共同参画の推進に関して「東日本大震災復興基本方針への要望」を菅直人内閣総理大臣に提出。（2011.8.2） ・ 女性と健康ネットワーク役員のうち、堂本暁子代表、原ひろ子副代表、天野恵子医師以外にも、船橋邦子、柳堀朗子が「男女共同参画と災害・復興」ネットワークのメンバーとして活動している。	東日本大震災復興基本法(2011.6.24公布・施行)、「東日本大震災からの復興の基本方針」(2011. 7.29)に、女性の参画、多様性に配慮した記述が盛り込まれた ・ 防災基本計画が修正され、女性の参画を含め、ジェンダーに配慮する記述が入った(2011.12.27) ・ 復興対策本部、復興庁(2012.2.10 発足))に男女参画担当が配置された ・ 災害対策基本法が改正され、地域防災計画の策定に多様な主体の参画が可能となるような枠組みが作られた(2012. 6) ・ 男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成される(内閣府男女共同参画局、2013. 6) ・ 左記の6.11シンポジウムの記録が日本学術会議のホームページに掲載された事がきっかけとなり、日本政府が2012年3月にニューヨークにて開催された、国連第56回婦人の地位委員会において提案した決議“Gender equality and the empowerment of women in natural disasters”(E/2012/27/E/CN.6/2012/16, pp.9-11) が採択された(2012.3.10)	・ 政権交代後、復興推進委員会メンバーも交替したが、有識者等からなる15名の委員のうち、女性委員は4人から3人に減少し、ジェンダー平等/男女共同参画の専門家はみられない。 ・ 男女共同参画基本計画(2次、3次)において「ジェンダー統計」の必要性が言われながら、進んでいない実態があり、そのことは、被災や復興に関する政府調査、統計でも同様である(ex. 求職者支援制度の男女別利用状況)。 ・ 地域レベルにおける男女共同参画の浸透 ・ 地方防災計画へのジェンダー視点の反映、策定過程への女性の参画の促進が進んでいない ・ 世帯主義の弊害の解消 女性と健康ネットワーク(WHJ) ・ 2011年12月27日に「防災基本計画」に男女共同参画の視点に多少組み込まれたが、しかし、なお、男女共同参画の視点についての言及がない部分が以下の諸点に見られた。 第7編 海上災害対策編 第8編 航空災害対策編 第9編 鉄道災害対策編 第10編 道路災害対策編 第11編 原子力災害対策編 第12編 危険物等災害対策編 第13編 大規模な火事災害対策編 第14編 林野火災対策編		

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
18	差別的法規の廃止 (婚姻最低年齢を 男女統一、再婚禁 止期間の廃止、選 択的夫婦別氏制度 導入をするよう民法 を改正。婚外子差 別を撤廃するよう民 法と戸籍法を改 正。)	mネット 福島みずほ男女共同参画担当大臣に要請(2009.10.19) 院内集会「通常国会での民法改正を！」(11.11) ブックレット『よくわかる民法改正』(民法改正を考える会著 朝陽会)を出版(2010年2月) 民法改正を求めろ！3.3決起集会(3.3) 全国の52弁護士会に対し、民法(家族法)改正に関する声明を発出状況を調査(4月) 院内集会「今国会で民法改正の閣議決定を！」(6.1) 民法改正案が提出されなかったことに抗議する声明を発表(6.16) 参議院選挙 選択的夫婦別姓などの民法改正に関する政党アンケートを実施(6月) 各政党代表クラスと面談し、民法改正を要請(10.21民主党枝野幸男幹事長代理、10.27社民 党福島みずほ党首、11.10共産党市田忠義書記局長) 公明党の法務部会と女性委員会の合同会議でmネットから民法改正に関するヒアリング(12.8) 夫婦別姓訴訟を東京地裁に提起、記者会見、国会にて報告会(2011.2.14) 民法改正を求めろ院内集会(2011.8.3) 国際女性デー立法不作為を問う！民法改正を求めろ院内集会を開催(2012.3.8) 民主党合同会議がmネットから民法改正についてヒアリング(2012.5.16) 立法不作為を問う！PART2民法改正を求めろ院内集会を開催(2012.9.5) 衆議院選挙で主な政党と候補者への民法改正に関するアンケートを実施(2012.12) 夫婦別姓に関する国会議員アンケートを実施(2013.2~3) 憲法24条、女性差別撤廃条約を遵守！民法改正を求めろ院内集会(2013.3.8) 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求めろ裁判を支援する会 院内集会「今こそ、婚外子相続分差別撤廃を！！」(2010.3.10) 国連子どもの権利委員会第3回日本国報告書審査傍聴参加(5.27~28) 子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告書審査 と総括所見 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議[編] 2011年5月31日出版 婦団連 民法改正を求めろ一連の行動ーアピール発表・賛同運動(2010年3月~6月)、首相官邸前リ レートーク(3.29)、衆議院全議員への個別要請(4~5月)、請願署名提出(2010. 5.26、16423 筆、2011. 6.10、9008筆、2012. 5.16、24857筆、2013. 5.16、39934筆)、要望書提出(2010. 5.26、福島瑞穂男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)。 I女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣へ要請(2009.11.25)、民主党男女共同参画推進会議 小宮山洋子議長へ要請(2010.3.4)	・2009年9月の鳩山由紀夫内閣発足直後、千葉景 子法務大臣、福島みずほ男女共同参画担当大臣 が民法改正に意欲を示した。 ・法務省は第174国会(2010年)に「民法及び戸籍法 の一部を改正する法律案」の提出を予定してい たが、提出にはいたらなかった。 ・2010年3月24日付民事局民事第一課長通知によ り、出生届の「嫡出子又は嫡出でない子の別」が未 記載の場合でも、「その他」欄に「母の戸籍に入籍 する」等の記述をすれば受理することを認めた。 ・東京高裁が2010年3月10日、相続人が婚外子と養 子の場合において、民法900条4号但し書を準用す ることは違憲と判決した。(確定) ・2010年7月7日最高裁が、婚外子相続差別裁判の 審理を大法廷に回付した。(2011年3月9日当事者 間で和解が成立したことにより、憲法判断に至らず 却下決定) ・第3次男女共同参画基本計画において「夫婦や家 族の多様化の在り方や女子差別撤廃委員会の最 終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫 婦別氏制度等の民法改正について、引き続き検討 を進める」と記述された。 ・2011年の通常国会では、内閣提出法案はもとより 議員提出法案さえ提出されなかった。 ・大阪高裁で婚外子差別規定に違憲判断 (2011.8.24) ・名古屋高裁で婚外子差別規定に違憲判決 (2011.12.21) ・2012年の通常国会でも、内閣提出法案、議員提 出法案とも提出されなかった。 ・2013.2.16内閣府が夫婦別姓などについて世論調 査の結果を公表 ・2013.2.27最高裁が継続中の二つの婚外子相続差 別裁判の審理を大法廷に回付、5月29日さらに1件 を追加回付した。(7月10日弁論期日予定) ・2013.3.15衆議院法務委員会で谷垣大臣が「平成8 年の法制審議会答申を受けているが、そういう立場 (否定的な意見)も十分踏まえなければいけないと 考えている」と否定的に答弁した。 ・2013.4.26民主党・みんなの党・社民党が婚外子相 続差別撤廃のみ議員立法案を参議院に発議した。 ・2013.4.26広島高裁、再婚禁止期間の違憲訴訟で 規定は合憲と判断(5月1日原告側上告) ・2013.5.29東京地裁は夫婦別姓の国賠訴訟で原告 の請求を却下した。(6月11日原告側控訴) ・2013.6.3旧姓使用権裁判 和解成立	民法改正案の上程	法務省

パラ No.	報告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		北京JAC ・「税制改革に関する要望」を野田佳彦財務大臣/税制調査会会長、副会長3人に提出(2010.12.3)、配偶者控除の廃止と基礎控除額の引き上げ、所得税法56条改正など ・「男女共同参画に関する要望書」(鳥取全国研修セミナーの成果)を佐村男女共同参画局長に提出・面談(2012.10. 3)。農村を含む自営業者の家族従業者(女性が多い)の労働報酬を認めない所得税法56条廃止など。 新婦人 民法改正をもとめる請願署名16,425人分を国会に提出(2012. 4.19)、2013.5.8に17,203人分を提出。	・税制調査会では配偶控除等は先送りとなった。震災復興予算に議論の方向が向いている状態である。	・どのような生き方を選択しようとも公平な税制のあり方、ジェンダー視点の予算のありかたについて、政府内においても議論する場が必要である。 ・「基本計画」中に男女に中立な税制のあり方が書かれているが、進展なし	内閣府 財務省 法務省
20	選択議定書の批准 検討、条約の認知 度向上	婦団連 選択議定書の批准を求める請願署名提出(2010.5.2、16825筆、2011.6.10、11526筆、2012.5.16、28999筆、2013.5.16、35914筆)、要望書提出(2010.5.26、福島瑞穂男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛) WWN 選択議定書の批准を求める緊急要望書提出(2010.2.3)(提出先:千葉景子法務大臣、福島みずほ男女共同参画大臣、西村ちなみ外務政務官、外務省人権人道課志野課長 他5名の国会議員) 女性会議 選択議定書の批准を求める国会請願署名提出 衆議院84187筆、参議院82514筆(2009.11)、福島みずほ男女共同参画担当大臣(11.25)小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長へ要請(2010.3.4) JNNC ・日弁連主催「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」(日比谷公会堂)に参加(2010. 1.15) ・外務省人権人道課長・人権条約履行室長に面会(2011. 6. 21) ・法務省国際室に面会(2011. 7. 28) ・日弁連主催「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」(弁護士会館)に共催(2012. 4.5) すぱーすアライズ 総括所見のリーフレットの配布、CEDAWIに関する講演会 新婦人 ・選択議定書批准を求める請願署名を国会に提出(2011年末時点で個人7907、団体311、2013.5.8にあらたに12,000人分を提出)	・外務省人権人道課に「人権条約履行室」を設置(2010.5.12)。 ・横田洋三中央大学法科大学院教授が、選択議定書批准などの検討のため、法務省特別顧問に任命された(2010.5) ・「第3次男女共同参画基本計画」に、「選択議定書の批准については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載された。 内閣府男女共同参画局は、第3次計画のなかで「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を、現状の35.1%から、2015年までに50%以上にするという控えめな目標を立てているが、それであっても、そのための具体的な周知のための方策は皆無に等しい。内閣府は本条約を説明するための紹介のためのDVDを2011年4月に作成し、条文を掲載しただけのポスターを作成したが、この目標を達成するような態様では普及しておらず、その他の普及のための政府の方策も発表されていない。 第177通常国会(2011年1月24日～8月31日)の参院外交防衛委員会で新婦人提出の「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」の請願採択	承認案件の国会上程	外務省、法務省

パラ No.	報告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
22	差別の定義	WWN ・WWNの院内意見交換会で均等法と男女共同参画基本法に「差別の定義」の明記を要望（10.2.3 福島大臣ほか） JNNC均等待遇アクション21 ・差別の定義を均等法の基本理念に明記することを求める要請書提出（JNNC2013.4、均等212013. 2）		均等法の見直しにおいて差別の定義を明記の検討	厚生労働省、内閣府
26	「総括所見」実施状況監視メカニズムの導入	JNNC 監視専門調査会の傍聴継続	・福島みずほ男女共同参画担当大臣の私的諮問機関として、「女性差別撤廃条約推進チーム」が編成され、5回の会合を持った（2009年12月～2010年5月） ・「第3次男女共同参画基本計画」に「女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化」がうたわれたことから、2011年2月、男女共同参画会議に監視専門調査会が設置され、フォローアップ項目についての検討が2回行われた（第1回4月15日議論の進め方、第2回5月23日ヒヤリング）。	男女共同参画会議に「女性差別撤廃条約推進専門調査会」を置き、恒常的に「総括所見」の実施状況の監視にあたること。	内閣府
28	暫定的特別措置	WWN ・雇用の分野における暫定的特別措置の実施を要望（2010.2.福島みずほ大臣ほか） ・働く女性（130名）および、グローバルコンパクト賛同企業（13社）にむけ、「意思決定の場に女性を処遇するため」のインタビューと企業訪問を実施（2011.1-6月） ・6月22日 働く女性と企業へのインタビューによる実態報告に関し国会議員と省庁との意見交換会			厚生労働省
28・42	暫定的特別措置（意思決定地位への女性の参加）	北京JAC 菅総理大臣に「女性閣僚の登用と内閣府特命男女共同参画担当大臣 任命についての要望書」を提出（9月15日）。「具体的施策の提案募集」に際し、答申第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に関して、選挙制度見直しなど4項目を提案 ・①男女共同参画担当大臣に要望行動・要望書提出（2010.1.12） ②民主党男女共同参画推進会議議長に要望行動・要望書提出（1.15） ・男女共同参画局長へ提出の「男女共同参画政策に関する要望書」のうちポジティブ・アクションについて、比例選挙区定数削減は行わないこと、クォータ制導入など要望（2011.11.14）面談（11.17） 婦団連 衆議院比例定数削減案は小選挙区制を固定化して民意をゆがめるとともに女性の政治参画をさらに困難にするので反対であるという要望書を、他団体とともに政党代表、国会議員に届けて対話（2012. 3、2013. 4.18、5. 17）。 I女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣（09.11.25、小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長へ要請（10.3.4） 新婦人 日本婦人有権者同盟、日本YWCA、婦団連など16の女性団体の共同で、9政党33人の国会議員（衆院選挙制度各党協議会のメンバー13人全員含む）に、衆議院比例定数削減反対を要請。福島瑞穂社民党党首、志位和夫日本共産党委員長と懇談、要請（2012. 3. 7） ・柔道女子選手15人の暴力とハラスメント告発について、スポーツにおける暴力根絶をもとめるとともに、全日本柔道連盟の理事に女性がひとりもないという問題を指摘し全分野で意思決定における女子の平等な参加へ、当面30%を直ちに実現するよう全柔連と政府に要望。（2013.2.13）	菅改造内閣の閣僚のうち女性は1人のみ。内閣府特命 男女共同参画担当大臣の兼職が多いことも変化なし。この面に関しては自民党時代より後退。 ・男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会ポジティブ・アクションワーキング・グループが「政治分野における女性の参画拡大に向けて」報告（2011.12）、2012. 2同調査会が同名の最終報告書。	政党におけるクォータ制を含むポジティブ・アクションの実現。最も内外に男女平等を象徴的にまた実質的に示しうるポジションだが、その政治的意図が欠如。 暫定的特別措置とあわせて、女性の政治参加と多様な民意・ニーズの反映を確保するため、現在の小選挙区制を見直し、比例代表制中心の選挙制度にする。 「国会議員自ら身を切る」と称して、比例部分の議席を削る動きがあるが、女性の政治参加や民意のより正確な反映がいつそう困難になる。比例代表制中心の選挙制度へ、抜本的な見直しが必要。	内閣府

パラ No	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		東日本大震災女性支援ネットワーク ・リストアップ運動を展開し、防災会議に積極的に女性の登用を図るようキャンペーンを行った。(2011年-2012年) ・社会権規約委員会が復興・防災計画における多様な主体の参画を訴えたところ、日本政府に対する勧告に盛り込まれた。(2013. 5)	・復興対策本部、内閣府より「復興の過程における多様な視点の反映について」通知が被災3県に対して発出される(2011.12) ・災害対策基本法が改正され、地域防災計画の策定に多様な主体の参画が可能となるような枠組みが作られた(2012. 6)	・政権交代後、復興推進委員会メンバーも交替したが、有識者等からなる15名の委員のうち、女性委員は4人から3人に減少し、ジェンダー平等/男女共同参画の専門家はみられない。 ・地方防災計画へのジェンダー視点の反映、策定過程への女性の参画の促進が進んでいない	
30	政府職員の女性侮蔑発言を犯罪とする方策	石原都知事の女性差別発言を許さず、公人の性差別をなくす会 ①男女共同参画担当大臣に要望行動・要望書提出(2010.1.12) ②民主党男女共同参画推進会議議長に要望行動・要望書提出(1.15) ③日弁連集会以て「言葉の暴力概念と被害」について発表(1.15) ④民主党同上会議にてヒアリング(2.22) ⑤第3次基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出、公聴会での発言)(5月) ⑥その他、人権関連集会などで発言やアピール。右記橋下大阪市長発言には235団体の連名で抗議集会と声明(2013.5.22)	NGOから、国会議員や担当大臣への要請、政権党でのヒアリング、政府へのパブリックコメント、公聴会発言などを重ねたにもかかわらず、政府公表の「第3次基本計画」において、CEDAWから指摘された女性差別発言に関する課題への言及がない。言葉による暴力の存在と問題点、被害などの訴えに耳を貸さないのは、司法にとどまらず政治においても同様で、今後の展望や視点が全くみられない。本年5月には橋下徹大阪市長が「軍には『慰安婦制度』が必要だった」「沖縄の米軍兵士には『風俗』業の活用が必要」と、女性を性の道具とみなし軍による強かん・買春を肯定する女性蔑視発言を繰り返した。	言葉による女性への人権侵害が暴力であるという認識を明示しない限り、勧告の求める「女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置」につながらない。29,30項目の懸念と要請を放置しないために、政府職員や政治家の「言葉の暴力を犯罪とすることを含む方策」を取ることを直ちに検討し、実効性ある施策を講じるべき。国会法・国家公務員法・地方公務員法など関連法規を改正し、人権侵害発言を懲罰対象と規定するべきである。	内閣府、法務省
30・48	男女の役割と責任についてのステレオタイプにもとづく態度を根絶するための努力をいっそう強化。男女の家庭と職場の責任の両立支援、男性の育児休業利用奨励	北京JAC 「具体的施策の提案」募集(2010.8月)に際し、答申第2分野「社会制度・慣行の見直し、意識の変革」に関し、配偶者控除の縮小・廃止などの税制の見直し改革、住民登録の個人単位、ジェンダー統計、ジェンダー予算、民法改正、無償労働の政策反映などの9項目を提案。 ・「男女共同参画に関する要望書」を佐村男女共同参画局長に提出・面談(2012.10.3)、家族地位協定を地域に普及するなど。 I女性会議 集会開催「私たちの求めるワークライフバランス」(2009.4.25)、無償労働、固定的性別役割分担の解消、社会的制度・慣行の見直し、配偶者控除、配偶者特別控除の廃止・個人単位の年金制度にすることなどを、福島男女共同参画担当大臣(2009.11.25)、小宮山洋子民主党男女共同参画推進会議議長(2010.3.4)へ要請。 東日本大震災女性支援ネットワーク ・防災・復興の担い手づくりのための人材育成研修プログラムを開発し、地域リーダーや自治体職員向け研修を通して、災害時の固定的性別役割の強化を是正する必要性や、具体的な政策・取り組みについて学ぶ機会を提供している。また、女性市民、女性団体に対する研修も実施し、防災・復興をはじめ、女性の参画の重要性について学んだり、災害対応力を高めるトレーニングを行うことで、女性のエンパワメントも行っている(2011年7月～2013年6月現在)。 ・社会権規約委員会において、いわゆる世帯主義(「災害弔慰金」・「災害障害見舞金」にみられる2倍の給付額格差や「被災者生活再建支援法」における「世帯要件」の残存の問題)や、女性およびLGBTや障害者などの災害脆弱性が高いとされる人々の参画の問題を訴え、日本政府への総括所見に盛り込まれた。	「第3次男女共同参画基本計画」に記載された。 ・2012年3月末現在、協定農家数は約5万戸。 予算委員会質疑にて、政府から個人単位の給付の検討につき答弁あり。(2013年通常国会)	無償労働に関する政策がない。 ・農業家庭の民主化、女性の地位向上を阻む、所得税法56条廃止と合わせ進めていくべきである。 ・世帯主義の残存による弊害 ・女性・マイノリティの地域レベルへの参画の推進	内閣府、経済産業省、総務省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		新婦人 「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見を内閣府男女共同参画局に提出(2012. 1. 26)。CEDAW勧告などの全面实施、派遣労働の原則禁止や解雇規制で正規雇用増、国の責任で認可保育所増設や女性の就労支援などの条件整備などをもとめている。			
32	女性に対する暴力への取組強化	東日本大震災女性支援ネットワーク ・「災害・復興時における女性と子どもへの暴力に関する調査」を実施。(2011.11-2012. 7) ・防災・復興の担い手づくりのための人材育成研修において、災害時の女性と子どもの暴力のテーマも取り入れている ・CSWサイドイベントで調査報告概略を発表、震災後の女性に対する暴力対策の充実、公的な暴力調査の実施等を求めロビーイング(2013.3. NY) ゲイジャパンニュース 「性的指向・性別自認・性別表現を理由としたレズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダーの人々の暴力の経験に関する調査」を実施。(2010.11-2012.3)	内閣府男女共同参画局が、2011.5月より順次、被災地で「東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業」を実施。報告書をまとめる。(2013.6)	・恒久的な暴力相談事業の実施 ・震災後の暴力事例の包括的な公的統計の欠如 ・男女共同参画基本計画(2次、3次)において「ジェンダー統計」の必要性が言われながら、進んでいない実態があり、そのことは、被災や復興に関する政府調査、統計でも同様である。	
34	性暴力の法改正	すぺーすアライズ 院内集会(2010年5月及び10月に開催)、IWRAPの性暴力の出版物の翻訳出版と日本宛総括所見の書籍化、法務大臣への要請、犯罪被害者基本計画へのパブリックコメント提出、緊急避妊についてのパブリックコメント提出、性暴力被害者支援者要請についての内閣府への協力 サバイバーズ・ジャスティス 院内集会(2011年5月25日)にて、性暴力被害者支援の充実、刑罰規定改正の必要性、それらに関連する国連人権条約委員会からの勧告などについて報告。矯風会・ステップハウスのイニシアティブにより(サバイバーズ・ジャスティス協力)、国連・女性に対する暴力立法ハンドブックの翻訳およびその解説を書籍として出版(『女性への暴力の防止・法整備のための国連ハンドブック』2011年、梨の木舎。) 性暴力禁止法をつくろうネットワーク 裁判員制度導入1年における性暴力事件の審理に関する調査および政策提言(2010年5月)性暴力禁止法の制定を求める全国キャラバン(2010年5月～継続中)犯罪被害者等基本計画に意見提出(2010年10月)法整備および運用に関する内閣府、法務省、検察庁、裁判所とのディスカッション。 北京JAC 「男女共同参画についての要望書」を佐村局長に提出・面談(2012.10. 3)。強かん罪の改正、暴行・脅迫要件をなくす、性暴力防止基本法の制定など。	刑法改正については検討したと主張するも、実体法の改正についての前進は皆無。法務省は刑法改正の必要なしとの認識を示した。ただし、性暴力被害者保護については一定の前進がされている。第3次男女共同参画基本計画や第2次犯罪被害者基本計画においては、性暴力被害者対応についての記載がかなり充実する見込み。また、性暴力被害者対応については、特別に予算案が策定されている。また、警察庁では犯罪被害者対応のワンストップセンターのモデル事業を開始、民間医療機関でも性暴力被害者専門サービスを開始するが、厚生労働省が黙認。	刑法及び刑事訴訟法等の改正案の上程、性暴力対策についての予算化、民間活動を生かした総合的なサービスの展開(現状では原則として警察の犯罪被害者対策の枠組みの域を出ていない)。 裁判員裁判で厳罰化の傾向が見られたが、現在、被害者の責任に帰す 加害者無罪判決や軽い判決が続く状況であり、何ら進展していない。	法務省、内閣府、厚生労働省、警察庁

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
38	「慰安婦」問題の永続的解決を緊急に行うこと	WAM 第3次男女共同参画基本計画に関して男女共同参画担当大臣に要望書提出(2010.1.31)、第3次男女共同参画基本計画に関して民主党男女共同参画推進会議議長に要望書提出(2.3)、第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(2010.5)、国連人権高等弁務官来日に際してNGOフォーラムに参加、「慰安婦」問題に関する情報提供(2010.5.13)、社会権規約委員会へNGOレポート提出(2012.11、2013.3)、国連女性の地位委員会で「慰安婦」問題に関するワークショップ共催(2013.3)、拷問禁止委員会へNGOレポート提出(2013.4)、拷問禁止委員会の日本審査に参加、情報提供(2013.5)、橋下徹市長による「慰安婦」否定発言に対する抗議文送付(2013.5) 戦時性暴力問題連絡協議会 国会議員全員にCEDAW総括所見(37-38)等を配布(2009.9.29)、韓国・台湾・フィリピン・日本の各支援団体の「慰安婦」問題解決を求める総理大臣宛要望書を伝達(2009.10.28)、2009-2010年に「慰安婦」問題解決のための立法を求める院内集会5回にわたって開催、第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(2011.2.5)、総理大臣談話に「慰安婦」問題の解決を入れるよう民主党および政府への働きかけ(2010.8.6)。日・韓・国際署名(約61万筆)を日本と韓国の5団体共催で政府に提出し、韓国の被害者・国会議員を招いて院内集会(2010.11.25)。3・11東日本大震災に際し韓国・フィリピンをはじめとする被害国からカンパや激励のメッセージが届いたこと、および被災した「慰安婦」被害者・宋神道さんの無事を知らせる号外ニュースを衆参国会議員に配布(2011.3.28)。金学順さん証言から20年院内集会。宋神道・李ヨンスさん参加(2011.7.27)。韓国憲法裁判所決定と韓国政府による協議要求をどう受け止めるか院内集会(2011.9.27)。韓国憲法裁判所決定ピラ・パンフ院内配布(2011.11～)。「慰安婦」問題解決要求国会前座り込み(2011.12.5～12)。韓国水曜デモ1000回全国連帯アクション・関東圏担当、外務省包囲デモ1300人参加/院内集会350人参加。宋神道さん参加(2011.12.14)。韓国・「慰安婦」問題をめぐる現状「平和の碑」の少女像が問いかけるもの-院内集会/院外市民集会。報告ユンミヒャンさん(2012.3.2)。野田佳彦内閣総理大臣宛「日本軍『慰安婦』問題についての要請書(2012.4.5)。野田佳彦内閣総理大臣宛要請書「来たる日韓首脳会談において、日本軍『慰安婦』問題の解決に向けた具体的な提案と誠実な対応を求めます」(2012.5.11 全国行動2010)。緊急院内集会「河野談話見直し論に反撃する！」開催(キムボクトン・イヨンスハルモニ、ユンミヒャン挺対協代表、林博史教授)(2012.9.21)。第11回アジア連帯会議参加・報告(台北)(2012.12)。2013.2月～月1回の国会議員向けピラ作成配布再開。ニューヨークで第57回国連女性の地位委員会開会日に、NGOのパラレルイベントとして日本軍「慰安婦」問題解決をテーマにシンポジウムを開催(新日本婦人の会と共催)、アンワラル・チャウドリー元安保理議長・国連事務次長および上級代表らをパネリストに迎え、各国から120名以上が参加。全国行動ニュース編集・発送(2013.4.26)。橋下大阪知事「慰安婦」問題発言に抗議文(全国行動)(2013.5.16)橋下発言に抗議する「女性の人権を尊重する政治を！」緊急院内集会に参加・賛同(2013.5.22)8・14日本軍「慰安婦」メモリアル・デーを国連記念日に実行委員会発足(2013.5.31)	「第3次男女共同参画基本計画」に「慰安婦」問題解決に向けた施策への言及がない。また2010年8月10日に公表された韓国併合に関する総理大臣談話においても、「慰安婦」被害者への救済は言及されていない。2011年9月以降、韓国政府から「慰安婦」被害者の請求権に関して外交交渉の申し入れがあったが、日本政府は解決済みとして交渉を拒んでいる。2012年12年に発足した安倍内閣では、「慰安婦」制度の強制性を認めた河野談話の見直しを公言した。国際的な非難が続いたために見直しの動きは止まっているが、閣僚には「当時は合法だった」と発言するものもあり、政府自らが歴史の事実を否定する動きの源泉となっている。なお、「慰安婦」問題の解決を求める地方議会意見書・決議などが、41地方議会でも可決された。(2013年6月現在)	これまでの数々の国連人権機関による勧告を受け止め、「慰安婦」制度の被害者に対する謝罪、補償、真相究明、加害者処罰、教育を含む永続的な解決を実施するための立法的・行政的措置をとること。とりわけ、前回審査以降、「慰安婦」制度の事実を否定する発言が政治家やメディアによってなされ、被害者の人権を再び侵害する深刻な事態となっている。2013年の社会権規約委員会および拷問禁止委員会による総括所見にあるように、歴史的事実の否定には政府が反駁することが求められている。	内閣 府、外 務省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
	オール連帯 ①鳩山由紀夫首相、福島みずほ党首、亀井静香代表(与党)に「慰安婦」問題解決の要請書(CEDAW勧告を周知)伝達(2009.9.17)、②政府に「慰安婦」問題解決を求める市議会意見書増加を目指して集会(2010.3.24)・パンフ作成、③第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(2010.5.12)、④総理大臣談話に「慰安婦」問題の解決を入れるよう民主党および政府への働きかけ(2010.8.7)、⑤政治的不作為を断ち切るため院内集会(元軍属証言・最新被害者映像等)(2010.10.28)、⑥「慰安婦」裁判判決の加害・被害「事実認定」を全集約した資料パンフ作成、議員・市民に周知(2010・10)、⑦各国被害者の現状調査(生存者数・要望・生活・各国政府の対応等々)を行ない集約してパンフ作成、関連議員等に提供(2011・6)⑧国際法学者・弁護士を講師に政府の「解決済み論」を乗り越える論理を共有する院内集会主催(2011.11.15)⑨日韓戦略議連の議員にロビー情報提供と早期解決を要請(2012.4.5)⑩「中学歴史教科書に「慰安婦」記述の復活を求める市民連絡会」の所属団体として(他にパウラック・wam・男女平等をすすめる教育全国ネット・アジア女性資料センター・中国人「慰安婦」裁判を支援する会も所属)各出版社に3度資料持参で記述を要請他(2009)文部省交渉・リーフレット大量作成・販売、広報(2010・2011)、全教科書から記述が完全消滅したのを受け各社に訂正申請と指導書への記載を要請訪問ー2社の指導書に記載(2012)。⑪抗議文・要請書送付【沖縄司令部壕説明板から「慰安婦」記述削除に対し沖縄県知事へ(2012, 6, 13)、「河野談話」見直し発言に対し橋下大阪市長へ(2012・9・29)、事実歪曲放送内容に対しラジオ関西へ(2012・11・29)、「慰安婦」制度は必要であった暴言に対し橋下市長へ(2013・5・16)、拷問禁止委員会勧告を実施せよと安倍総理へ(注:⑩の市民連絡会として)(2013・5・15)】⑫、社会権規約委員会への追加情報(「慰安婦」教科書記述関連)を作成・送付(⑩の担当者として)(2013・5・4)、⑬高校教科書の「慰安婦」記述を調査(⑩とともに)(2012・7・23&2013・6・19)、⑭国会議員・市民を対象に「歴史認識・請求権 徹底論議」と題した議院内集会を主催、橋下氏に「公開質問状」を出した吉見教授が歴史歪曲に反論、弁護士が補償の根拠を示して早期解決を要求。(2013・6・19)。⑮2016年度用中学教科書の執筆年である今年も各出版社に記述を要請訪問(⑩とともに)(2013・6・26～28) 婦団連 「慰安婦」問題の永続的解決を求める請願署名提出(2010.5.26、6496筆、2011.6.10、5895筆、2012.5.16、34451筆、2013.5.16、57159筆)、要望書提出(2010. 5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)。「慰安婦」問題の解決と韓国政府との交渉に応じることを外務省に要望(2011.12.14、2012.6.6、2013.2.13) 新婦人 日本軍「慰安婦」問題の解決めざす法制度をもとめる請願署名27,690人分を国会に提出(2012.4. 19)、学習用新版パンフレット作成・普及、第9回アジア連帯会議(2011. 8. 12ー15、ソウル)、第1000回韓国水曜デモに連帯する外務省包囲行動(2011.12. 14)など、共同行動に参加。 ・韓国スタディ・ツアー(2013.2.19ー21)、日本政府に対し韓国政府との協議開始をもとめるポストカードを全国から送付する運動、請願署名39,177人分をあらたに提出(2013.5.8)、請願項目に日本政府に対し韓国政府との協議開始をもとめることを追加して署名継続。 ・第57回国連女性の地位委員会開会日に、NGOのパラレルイベントとして日本軍「慰安婦」問題解決をテーマにシンポジウムを開催(2013.3. 4、ニューヨーク、戦時性暴力問題連絡協議会と共催)。アンワラル・チャウドリー元安保理議長・国連事務次長および上級代表らをパネリストに迎え、各国から120人以上参加。 ・橋下徹大阪市長・日本維新の会共同代表の暴言問題で、全国で発言撤回と謝罪・辞職を求める行動(2013.5.13～)、国連拷問禁止委員会からの勧告の実施を日本政府に要請(2013.6.10)。				

パラ No	報告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
40	人身売買の防止と被害者の保護・支援	すぱーすアライズ CATW-APの事務局長を招聘し、日本国内とのNGOとの会合設定、受入国での当事者支援・教育プログラムの基盤づくり。		一度生じた被害を完全に回復することは不可能であり、予防が大切な目的となるが、今すぐに全ての被害を予防することは現実的には困難なため。まずは生じた被害の回復・被害者の保護が急がれる課題となり、また、日本もアジアの隣国と共に法制定を行うことによって責任をもって人身売買の防止と被害者の保護・支援に関する法制定を行うことが急がれる。	
44	教育 (教育基本法に「男女平等の推進」を再度取り入れる。男女平等を推進する教育の実施。第3次男女共同基本計画で、大学女性教員の割合を引き上げ、男女比率を同等にする。)	男女平等をすすめる教育全国ネットワーク ①ネット要望書提出(2010.3福島大臣、文部科学大臣川端達夫、男女共同参画局局长宛) ②2010.4文科省と懇談③基本問題・計画調査専門委員会に要望書④菅政権に対して、要望書を2回提出(7.15、10.14.固定的性別役割で進出しなかった分野への教育・労働教育を重視し教育予算を増額、教育条件を整備すること) ⑤文部科学省と懇談:男女平等教育、性教育の推進と家庭科の単位増を要請した。(2010.4.23 2011.1.26・5.12) ⑥大震災後の教育支援、被災地支援、男女平等教育、性教育、教科書採択、放射能副読本問題等で文科省と懇談・要請(2011.5.12 12.20 12.27 2012.2.20) ⑦大震災支援、復興関係要請書を首相および関係省庁へとどける。脱原発、放射能問題についての要請書を同じく届ける。 又エックで「男性にとっての男女共同参画とは」ワークショップを実施(2012.8.) ⑧UPRへ「日本の女性・教職員と子どもの人権状況」を提出(2012.4.23) ⑨「男女平等・教育等への要請書」を安倍首相に提出(2013.2.28) ⑩中学校教科書をジェンダー視点から調査分析をし、まとめの冊子を作成した。(2013.3.28) 婦団連 男女平等教育推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実のため、授業料以外の学校教育経費の無償化と高校・大学生への給付制奨学金創設を求める要望書提出(2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、文科省要請(2010.5.26、2011.6.10、2012.5.16、2013.5.16)。	「第3次男女共同参画基本計画」に男女平等を推進する教育・学習は学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において充実を図る、とされた。学校教育への位置づけも盛り込まれた。今後各分野、とくに学校教育での男女平等を推進する教育・学習を具体化する必要がある。 →学校教育への位置づけは、進展がない。 キャリア教育を導入している	教育基本法には「男女平等の推進」がない。 第3次男女共同参画基本計画に男女平等を推進する教育の実施を盛り込む。暫定的特別措置の教育分野では意思決定の場に女性管理職、職員団体役員、大学女性教員など、数値をあげて引き上げる。女子の進出が少ない分野における教育・訓練を奨励する。 ジェンダー平等教育・性教育を学校教育に位置づけること。 高等学校の「授業料無償化」の継続と朝鮮学校に適用すること。 高等学校・大学等の給付型奨学金制度を確立すること。	文部科学省、法務省、内閣府

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
46・54	男女の賃金格差解消。社会的に弱い立場にあるグループの女性に特有のニーズに対応する政策やプログラムの導入	北京JAC 「具体的施策の提案」募集に際して、答申第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」に関し、最低賃金引き上げ、1日当たり労働時間の絶対上限設定、就学前教育の無償化、ひとり親世帯子どもの貧困率削減、学歴取得支援など7項目を提案。 すぺーすアライズ 男女及び女女間での格差縮小と経済的公正の実現のため、日弁連貧困問題対策本部での女性の貧困についての提言、APEC2010と並行して、NGOの共同主催で、自由貿易のもたらす女性への悪影響や女性の負担の増加について分析のシンポジウムを開催。 東日本大震災女性支援ネットワーク ・東日本大震災後の、被災地での就職率などの雇用統計を男女別に発表するように小宮山厚生労働大臣に面会要請。(2011.12.19) ・災害時の女性・子どもの困難の視点と女性の参画の視点に立って、防災計画／復興計画に対する提言書を作成し、国内全て自治体に対して送付した(2012年8月)。 ・内閣府男女共同参画局が策定を進めた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」について、公開ヒアリングの場においてメンバーが積極的に提言を行い、パブリックコメントに対しても多様な視点から意見提出を行った(2012年9月～2013年4月)。 ・防災・復興の担い手づくりのための人材育成研修プログラムを開発し、自治体職員に対して、災害時の固定的性別役割の強化を是正する必要性や、具体的な政策・取り組みについて学ぶ機会を提供している。また、女性市民、女性団体に対する研修も実施し、防災・復興をはじめ、女性の参画の重要性について学び、防災政策への提言力や、災害対応力を高めるトレーニングを行うことで、女性のエンパワメントも行っている(2011年7月～2013年6月現在)。	「第3次男女共同参画基本計画」に、「子どもの貧困率」「ひとり親世帯貧困率」算出が記載され、「生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るための取組」に賃金・ワーク・ライフバランス、教育の機会など同趣旨が一部記載されている。 ・被災地における雇用の現状について男女別統計が発表されるようになった(2011.12) ・男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成される(内閣府男女共同参画局、2013. 6)	政府には貧困撲滅とジェンダー平等の基本的認識が欠けており、雇用やセーフティネットの政策が不十分。労働者派遣法の抜本的改正、均等待遇の実現。民族・出自、セクシュアリティなどによるマイノリティ女性たちのニーズに即した政策をとる。 ・男女共同参画基本計画(2次、3次)において「ジェンダー統計」の必要性が言われながら、進んでいない実態があり、そのことは、被災や復興に関する政府調査、統計でも同様である(ex. 求職者支援制度の男女別利用状況)。	内閣府、厚生労働省

パラ No	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
46	雇用 (労働市場における女性の男性との事実上の平等の実現。垂直・水平の男女職業分離をなくし、男女の賃金格差をなくすために暫定的特別措置を含む具体的な措置をとること。及び妊娠・出産の場合の女性への違法な解雇の慣行を防止する措置をとること。公的・私的部門の両方で、セクシュアル・ハラスメントを含む雇用分野での女性に対する差別に対する制裁措置を確立すること。)	均等待遇アクション21 ①新政権への要望書提出(2009.10.2 民主党、社民党、国民新党 各党首宛 均等待遇アクション21事務局) ②福島みずほ大臣へ要請(1.14均等待遇アクション21) ③民主党男女共同参画推進会議の第3次男女共同参画基本計画策定に向けてのヒアリング出席(3.11北京JAC、均等待遇アクション21) ④第3次男女共同参画基本計画策定に向けて公聴会(5.8)やパブリックコメント(5.10)で意見表明 ⑤「ペイ・エクイティで丸ごと解決！」集会開催(5.5 均等待遇アクション21、全石油昭和シェル労働組合、商社ウィメンズユニオン、ユニオン・ペイ・エクイティ(UPE)の共催) ⑥「ペイ・エクイティで丸ごと解決！パートⅡ～現場から政策へ～」集会開催(10.9 同上4団体共催) ⑦職務評価実践のためのDVDの作成(2011・6完成) ⑧2012. 1雇用均等分科会委員宛てにパート労働法改定についての要望書提出 ⑨2012.3.7民主党党調会長にシングルマザーフォーラムと共同でパート労働者への年金適用拡大の申し入れ ⑩ILO100号条約違反申立に対する勧告が出され(2011.11)議員会館で報告集会(2012.2.8) ⑪ILO勧告に関し、厚労省政務官への要請(2012.2.16、4. 25) ⑫JNNC参加団体で社会権規約委員会にジェンダーレポート(労働関連を担当)提出(2012.3) ⑬均等法改定にむけた要請書(1)、(2)を送付(2013.2と2013. 3) ⑭「均等法を男女雇用平等法に！」院内集会をJNNCと共催(2013. 5, 8) WWN 実質上の男女平等を求め下記3点の要望書提出(2010. 2. 3) 1) 間接差別のコース別制度をなくすため指針の「雇用管理区分」のカテゴリーを削除 2) 同一価値労働同一賃金の法的整備 3) 雇用の分野における暫定的特別措置(意思決定の場への女性の登用)の実施 提出先:千葉景子法務大臣、福島みずほ男女共同参画大臣、西村ちなみ外務政務官、厚生労働省河野課長補 他5名の国会議員 ・中国電力男女賃金差別裁判原告他とともに社会権規約委員会日本レポート審議にロビーイングと傍聴(2013.4) ・2013.6. 27社会権規約委員会の総括所見に基づく院内意見交換会開催予定 新婦人 派遣法抜本改正をもとめる署名活動や議員要請(中央と地方から) 2011年末までに4055人分の署名を国会に提出、継続中。 JALの整理解雇撤回をもとめる署名行動(2010～2011)。JAL原告団の東京地裁敗訴(2012年3月末)を受け、第2回UPRへのNGO情報提供にもりこむとともに(2012年4月)、高裁での公正な判決をもとめる署名行動などを行っている。 ・65歳以上の女性のくらし実態アンケート、はたらく女性のくらし実態アンケートを実施(2013.2月～4月)、47都道府県からそれぞれ9233人と・4490人分の回答。8割が年金だけで生活無理の声や、若い世代での非正規雇用の広がりの実態など告発。 ・アベノミクス「成長戦略」での女性の活用について批判、賃上げ、正規雇用化、均等待遇など実効ある抜本施策を政府に要請(2013.5.16)	・厚生労働省「変化する賃金・雇用制度の下における男女賃金格差研究会報告書」(2010.4) ・厚生労働省「パート社員の能力をより有効に発揮してもらうために…職務分析・職務評価実施マニュアル」作成(2010.3) ・厚生労働省「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」作成(2010.8) ・第3次男女共同参画基本計画に「ILO100号条約の実効性確保のため、職務評価手法等の研究開発を進める」、非正規雇用に関し「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する」と記載された。またポジティブ・アクションの推進も規定された。(2010.12) ・内閣府のポジティブ・アクションのWGが発足し、検討開始 ・2012.2.3ポジティブ・アクションWG他の最終報告書作成 ・パート法改定にむけた建議が出される(2012.6) ・均等法見直しの労政審雇用均等分科会はじまる(2012.9) ・改正派遣法施行(2012.10) ・改正労働契約法施行(2013.4) ・規制改革会議より報告書がだされ、限定正社員の導入、派遣法の緩和等が盛り込まれる(2013.6) ・厚労省よりパートタイム労働者のための～要素別点数法に響く職務評価の実施ガイドライン～発行(2012.11) 派遣法改正法案出されているが、8割の派遣労働者が対象にならないなど、不十分な内容。非正規労働者の7割を占める女性の状況改善につながるものにならない。 ・2012.4派遣法改正案成立。原案修正のため製造業派遣や登録型派遣は原則禁止とならず。	①正社員の所定内賃金だけでなくパート労働者をはじめとする非正規雇用労働者を含めた、すべての労働者を対象に検討して男女賃金の実態を捉え、次回政府報告に入れること。 ②均等法の改定を行い男女平等法とすること ③建議に基づきパート法を速やかに改定すること ④ILO100号条約違反申立に関するILO勧告を踏まえた国際基準の職務評価制度の確立と労基法4条の運用 ⑤ILO181号条約違反申立に対するILO勧告に基づく、派遣法の見直し検討 ⑥ジェンダー統計として有価証券報告書に男女別実態(平均年齢・平均勤続・賃金・管理職数)の記載の義務付け ⑦厚生労働省作成の男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のガイドラインを改訂し、非正規も含めた職場の実態を反映させた実効性のあるガイドラインにする。 ⑧有期雇用労働者の育児休業取得の要件の撤廃の検討	厚生労働省、内閣府
				派遣労働を原則禁止とする抜本的法改正	厚生労働省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		婦団連 女性労働者が非正規雇用置き換えられ賃金格差が是正されない実態の調査・分析・改善措置を求める、及び、人間らしい生活のできるよう最低賃金引き上げを求める要望書提出（2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛）、厚生労働省要請（2010.5.26、2011.6.10、2012.5.16、2013.5.16）。・アベノミクス「成長戦略」での女性の活用に異議を申し立て、賃上げ、正規雇用化、均等待遇など実効ある抜本施策を政府に要請（2013.5.16、6.10） 【女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣（2009.11.25）、小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長（2010.3.4）に、同一価値労働同一賃金、派遣法の改正、女性の貧困化の解消のための対策などを要請 北京JAC ・「男女共同参画政策に関する要望書」において女性の就労を抑制する税・社会保障制度（103万・130万のかべ）をなくすこと、均等待遇、ワークライフ・バランス政策の実効性などを男女共同参画局長に提出（2011.11.14）、面談（11.17） ・「男女共同参画に関する要望書」を佐村局長に提出・面談（2012.10.3）。労基法4条に「同一価値労働・同一賃金」の明記、均等待遇の法制化、ワークライフ・バランスの実効性を高めるために労働時間の短縮・家族支援政策を強化することなど。	・男女共同参画局長は、WLBについては「仕事と生活の調和連携推進 評価部会」で進捗状況をチェックし事例紹介を行っている、と回答（2011.11.17）。 ・成長戦略のための女性の活用、具体的施策の無い、現実の伴わない育休3年など、もっぱら経済のための女性の活用政策。	・非正規労働者の増大（特に女性）、雇用不安の高まり、パワハラ・セクハラ相談の増加。政府の解雇規制や労働時間規制緩和の方向性をどうはねのけていくか。「経済のための女性活用」だけでなく、人間の尊厳に基づく労働（ディーセント・ワーク）をどう目指すか。	
48	家庭と職業生活の調和 （男女の家庭と職場の責任の両立支援。異なる年齢層の子どもへの保育施設の提供と手頃な料金での利用を拡充。男性の育児休業利用奨励。）	均等待遇アクション21 「子ども、子育て新システム」についての申し入れ（2010.4.26 内閣府泉政務官へ 北京JAC、均等待遇アクション21） 婦団連 保育所待機児童解消のため、詰め込み保育でなく公的保育所・学童保育所の拡充を求める要望書提出（2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛）、厚生労働省要請（2010.5.26、2011.6.10、2012.5.16、2013.5.16）。 新婦人 待機児童解消と保育環境の改善について緊急アンケート（2010.3）30都道府県217人分の回答をまとめ、公的保育所の増設と緊急支援対策で早期に待機児童解消をはかることをまとめることなど7項目の要望書を提出（6.1、厚労大臣宛） 「いりません！保育を産業化する子ども・子育て新システム みんなの保育フェスティバル」などの集会ははじめ他団体と共同で署名など行動 ・保育所待機児童問題で、東京・埼玉など各地で当事者である会員が保育所入所不承諾への異議申し立てや、公的認可保育所の増設を自治体と国に要望。（2013.4～） 北京JAC 「具体的施策の提案」募集に際し、答申第5分野「男女の仕事と生活の調和」に関し、非正規雇用者の均等待遇、長時間労働抑制、保育の最低基準（ナショナルミニマム）をベースにする、介護労働・保育者の労働条件改善、セクハラ被害に対する労災保険適用など6項目を提案 ・「子ども手当」について、子どもの育ちを社会全体で支える一歩として子ども手当の存続に関する要望」を玄場民主党政調会長に提出（2011.6.20）。	・安倍首相 経営団体に育児休業3年（3年抱っこし放題）導入を要請（2013.5） ・保育園への株式会社参入条件の緩和 政府は幼稚園と保育所を「こども園」（仮称）に統合し2013年度からの実施、10年の経過措置などの制度案を公表した（2010.11.1）。2010年11月、国はセクハラを労災と認定し、2011年2月より認定基準の見直しを検討している。 ・2010.4.1より実施。2012年、自民党と公明党の要望で、年少扶養控除を復活、法律名も児童扶養手当法に基づく児童手当に戻り、同3.31廃止。	・公的保育の拡充（公的保育所増設、待機児童解消の緊急支援、母子世帯優先入所や休職中の保育所入所、保育所最低基準引き上げ、保育料引き下げ、正規雇用の保育士増員、規制緩和は行わない） ・短時間勤務制度の義務化の検討 ・育休の給付金を8割保障とする検討 新構想に子どもの発達権の視点があるのか、親の立場と企業の立場が重視されていないか。基本計画（案）には、ナショナルミニマム設置やその順守・保育の質を下げないための働く人の身分保障などの記載はない。働く人の身分保障を確保した予算措置が必要である。	厚生労働省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
50	健康 (思春期の男女を 対象とした性の健 康に関する教育を 推進、妊娠中絶に 関するものを含 め、性の健康に関 するあらゆるサー ビスに対してすべ ての女性や女児の アクセスを確保)	婦団連 女性医師・看護師の就業環境の調査・整備と、産科医・小児科医の増員を求める要望書提出 (5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、厚生労働省要請 (2010.5.26)。妊婦健診の14回無料化の継続、出産一時金の増額、国保の傷病・出産手当の 強制給付を求める要望書提出(5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長 宛)、厚生労働省要請(2010.5.26、2011.6.10、2012.5.16、2013.5.16)。 I女性会議 ①妊婦健診に対して、健康保険の適用などの公的保障を実現すること、および妊娠・出産 費用の公費負担の制度確立と無料化の実現などを求める自治体議会での意見書採択に むけて活動。2010年10月までに6県議会、23市議会で見解書が採択された。 ②第三次男女共同参画基本計画策定にむけて、リプロの理念にもとづいた自己決定権、 性教育の充実等を「計画」に盛り込むよう要請し、公聴会での発言、パブリックコメント提出 などを行った。 ③「子ども・子育て新システム」について、妊娠・出産、保育を重点に厚生労働省にロビーイ ングした。 ④衆参の厚生労働委員に対し、「出産育児一時金」「妊婦健診」の費用は、妊娠・出産にか かわる女性の権利として公的保障制度を確立することを要請。 新婦人 子宮頸がんワクチン公費助成を地方議会と国に要請、その後副反応問題で2013年4月18 日、厚労省に4点を申し入れ①副反応被害についてワクチンとの因果関係の解明・公表 ②正確なわかりやすい情報の提供③医師からの丁寧な説明と事後の対応の徹底④健康 被害に対する国の責任で補償)、6月14日の厚労省専門家検討会議の「積極的接種を勧 奨しない」との決定を受け4点についてあらためて国・政府に要請。 不妊治療への公費助成を地方議会と国に要請	「子ども・子育て支援事業」に、「妊婦健診」は とり入れられたが、「出産にかかわる経済的負担 の軽減」は将来の検討課題とされた。 子宮頸がんワクチン、2011年度までの国の補助実 現。継続が課題。厚労省、ヒブ、小児用肺炎球菌ワ クチンとともに、子宮頸がん予防ワクチンの定期接 種化の方針を決定(2012. 5. 23) 第177回通常国会(2011. 1. 24～8. 31)の衆院厚生 労働委員会で「不妊患者の経済的負担軽減」請願 採択	①妊娠・出産の費用を公的に保障す る法制度の確立②リプロダクティブ・ ヘルス・ライツの「自己決定権」の意識 の向上と、権利保障の法整備 ③妊婦健診に国の予算はついている が、一般財源化されたため、注視が 必要。 ④「妊娠・出産にかかわる支援」 は、本来「女性の健康支援事業」で あり、「子ども・子育て支援事業」 に入れられたことへの違和感があ る。	厚生労働省、内 閣府
50	健康 (特に人工妊娠中 絶について)	すぺーすアライズ 国際会議で日本の状況を報告、100万人署名、墮胎罪撤廃について新聞や雑誌取材対 応、参議院選挙前に政党アンケート実施と公開、ICPD+15関連国際会議や国連特別報告 者への日本のリプロダクティブ・ライツの状況について国際的発信、世界保健機関(WHO) の中絶のガイドライン翻訳中。	具体的な法改正の検討の兆しさえ見られないが、 「第3次男女共同参画基本計画(案)」において文言 が置かれた。ただし、リプロダクティブ・ヘルス／ライ ツの定義について不明瞭であり、かつ墮胎罪撤廃 は多様な国民の意見を踏まえてなどと、差別的 法規であるという認識が政府には見られない。	墮胎罪廃止法案の上程、リプロダク ティブ・ライツを中心にすえた法律の 制定。	法務 省、厚 生労働 省
52	マイノリティ女性 (マイノリティ女性 に対する差別的撤 廃のために、政策 的枠組みの設置や 効果的な措置をと る。マイノリティ女 性の代表を意思決 定機関に任命。マ イノリティ女性の状 況に関する包括的 な調査の実施。)	北海道アイヌ協会札幌支部、部落解放同盟、アプロ女性実態調査プロジェクト、IMADR- JC ①勧告の実施に向けたNGO共同要請：(1)男女共同参画大臣宛(18団体)、面談要請、(2) 基本問題および監視影響調査専門調査会への要請 ②第3次男女共同参画基本計画に勧告の内容が反映されるよう要請。	第3次男女共同参画基本計画の第8分野に障害が あること、外国人、アイヌ、同和問題等に加え、女性 であることで複合的に困難な状況にある女性につ いて記載されたが具体的な施策は明確ではない。	「第3次男女共同参画基本計画」に勧 告の実施に向けた計画が明確に記述 されること(現在皆無)。少なくとも第8 分野の見出し項目に「マイノリティ女 性」を含めるべき。基本計画を策定す る協議機関の委員にマイノリティ女性 の代表を登用すること。基本問題・計 画専門調査会の委員にマイノリティ女 性の代表を登用すること(現在皆無)。 各専門調査会において、アイヌ・部 落・在日コリアン女性が行ったアン ケート調査の結果や女性たちの声を 聞くヒアリングの機会を設けること。	内閣府 ほか

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
54		DPI女性障害者ネットワーク 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備を進める障がい者制度改革推進会議に、障害女性が置かれている複合差別を認識するとともに独立した条文を設け、障害のある女性に関する行動計画を伴う政策を作る基本的指針を示すよう要請。	障がい者制度改革推進会議で、障害女性を独立した条文として追加するかどうか検討することがほぼ決まる。ただし障害女性の課題についての認識は薄い。	障害者基本法改正の動きのなかに障害女性の課題を入れることが必要。また、障害者に関わる国の統計を男女別に行い、障害がある女性がより困難な状況にあることを認識し、必要な支援を行うことが必要。	内閣府、厚生労働省
55	北京宣言及び行動綱領	すべーすアライズ Beijing+15に向けたアジア太平洋地域の会議に参加。APWW(アジア太平洋女性監視機構)を中心Beijing+15に向けて提言等。また国内の報告書に対する提言。NYでの会合への参加。	北京宣言や行動綱領について、CEDAWを補完する重要な文書であるとの認識の欠如		外務省、内閣府
56	ミレニアム開発目標	すべーすアライズ 当団体では、政府のMDGsへの積極的関与に向けて、単独でまた、GII/IDI外務省NGO懇談会やGCAPの一員として、G8、G20や国連の会合等にあって恒常的にアドボカシーを続けている。また保健分野については今後5年間の計画の策定に向けてアドボカシーをしたが、2010年9月に新保健政策が発表された。今後、UN women創設に伴い、政府の強いコミットメントを求めていく。Civil G20 Dialogueにてシェルパとの意見交換。韓国でのG20サミットにあわせて、Gender Justice Actionに招聘され、Ngoとしての提言。	不況の中、ODA減額傾向にあり、またその中でも女性分野、とりわけリプロダクティブ・ヘルスサービスは手薄である。		
57	その他の条約の批准	すべーすアライズ 子どもの権利委員会でのロビイング(当団体では国内広報のみ。ただし、多くの団体が積極的に関与)。社会権規約(2012年に審議予定。)については、日弁連を通じて政府報告書に対するカウンターレポートを準備中。 サバイバーズ・ジャスティス 子どもの権利条約に基づく第3回日本報告審査(2010年5月)にあたり、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議の一員として、子どもに対する性暴力、セクシュアルマイノリティの子どもたちについてNGOレポートを作成、提出、委員会に対するロビー活動を実施。総括所見発表後、院内セミナー(2010年7月、2011年6月)を開催し、総括所見の概要説明、今後の課題について報告。第3回日本報告審査について『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』を出版(現代人文社、2011年)。	これまでの対応とあまり変化がない。	条約の履行監視強化と選択議定書批准	外務省

2013 年 5 月 17 日 社会権規約委員会の日本に対する第 3 回総括所見

(労働関連抜粋、社会権規約 NGO レポート連絡会議訳)

C. 主要な懸念事項および勧告

10. 委員会は、法改正を行う際に規約上の義務との一致を確保しようとする締約国の努力にも関わらず、女性、婚外子および同性カップルに対して差別的な規定が締約国の法律に存在し続けていることに、規約上の権利が関係するかぎりにおいて、懸念をもって留意する。(第 2 条第 2 項)

委員会は、規約上の権利の行使および享受に関して法律で直接または間接の差別が行なわれないことを確保するため、法律を包括的に見直し、かつ必要であれば改正するよう、締約国に対して促す。

11. 委員会は、雇用等の分野では差別の禁止に関する法規定が存在するにも関わらず、締約国の法律において、規約が禁じている事由にもとづく差別からの全面的保護が提供されていないことに、懸念をもって留意する。(第 2 条第 2 項)

委員会は、法律で、規約の規定にしたがって経済的、社会的および文化的権利の全分野における差別が効果的に禁じられ、かつそのような差別に対する制裁が定められることを確保するよう、締約国に対して求める。これとの関連で、委員会は、形式的小および実体的差別を解消し、かつ特別措置の実施について規定することを目的とした、差別の禁止に関する包括的法律を制定するよう、締約国に対して奨励する。委員会はまた、締約国に対し、経済的、社会的および文化的権利についての差別の禁止に関する一般的意見 20 号 (2009 年) を参照するよう求める。

13. 委員会は、締約国で根深く残るジェンダー役割についてのステレオタイプのため、女性による経済的、社会的および文化的権利の平等な享受が妨げられ続けていることを懸念する。委員会はまた、数次にわたる男女共同参画基本計画の採択のような措置がとられたにも関わらず、ジェンダー役割に関する社会一般の態度の変革を狙った十分な措置がとられてこなかったことに、懸念をもって留意する。さらに、委員会は、締約国の称賛すべき努力にも関わらず、労働市場における垂直および水平のジェンダー分離がいまなお徹底していること、および、出産後に離職またはパートタイム就労への移行を余儀なくされる女性の割合が高いことに表れているように、進展がなかなか見られないことを懸念する。委員会は、第 3 次男女共同参画基本計画で締約国が控えめな目標しか設定しておらず、規約上の権利の行使に関する平等の達成が加速されることはないであろう点を遺憾に思う。(第 3 条)

委員会は、締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。

- (a) ジェンダー役割に関する社会のとらえ方を変革するための意識啓発キャンペーンを実行すること。
- (b) 伝統的にいずれかの性が多数を占めてきた分野以外の分野での教育の追求を促進する目的で、女子および男子に対して平等な就業機会に関する教育を行なうこと。
- (c) 男女共同参画基本計画において男女双方を対象とするいっそう大胆な目標を採択するとともに、教育、雇用ならびに政治的小および公的意思決定の分野においてクオータ (割当率) 制等の一時的措置を実施すること。
- (d) コース別雇用管理制度および妊娠を理由とする解雇のような、女性差別である慣行を廃止すること。
- (e) 待機児童ゼロの達成をいっそう速やかに進めるとともに、保育が負担可能な料金で利用できるようにすること。

委員会は、締約国が、規約上の権利の享受に関する、性別、所得水準別および学歴別に細分化された統計データを（対話の際に代表団によって宣言されたとおり）次回の定期報告書に記載するとともに、男女平等に関する政策立案においてこのようなデータがどのように参考にされたかを説明するよう要請する。

15. 委員会は、雇用および職業における差別に関する ILO 第 111 号条約の批准を検討するべきである旨の締約国に対する勧告をあらためて繰り返す。

16. 委員会は、契約の性質に関係なくすべての被用者について同一の評価・能力認定制度を活用するよう促す奨励策を締約国がとっているにも関わらず、使用者によって有期契約が濫用されており、かつ、有期契約労働者が不利な労働条件を課されやすい状態に置かれていることを懸念する。委員会はまた、使用者が、有期契約を更新しないことにより、改正労働契約法で導入された有期契約から無期契約への転換を回避していることを懸念する。（第 6 条、第 7 条）

委員会は、締約国が、有期契約に適用される明確な基準を定める等の手段により、有期契約の濫用を防止するための措置をとるよう勧告する。同一価値労働について平等な報酬を確保する締約国の義務を参照しながら、委員会はまた、締約国が、有期契約労働者の不平等な待遇を防止するという目的が奨励金制度によって達成されているか否かを監視するよう勧告する。さらに、委員会は、有期契約労働者の契約が不公正に更新されないことを防止するため、労働契約法の執行を強化しかつ監視するよう、締約国に対して求める。

18. 委員会は、締約国全域の最低賃金の平均水準が、最低生活水準、生活保護給付額および上昇する生活費に満たないことを懸念する。（第 7 条、第 9 条、第 11 条）

委員会は、労働者およびその家族が人間にふさわしい生活を送れることを確保する目的で、最低賃金水準を決定する際に考慮される要素を見直すよう、締約国に対して促す。委員会はまた、締約国が、最低賃金以下の報酬しか支払われていない労働者の割合に関する情報を次回の定期報告書で提供するよう要請する。

19. 委員会は、進展があったにも関わらず、締約国において、とくに男女間の賃金格差が依然として相当に大きいことに、懸念をもって留意する。（第 7 条）

委員会は、同一価値労働について男女で異なる評価額を適用することの違法性およびこの点に関する使用者の義務についての意識啓発を進め、かつ、報酬差別が行なわれた場合にアクセスしやすくかつ効果的な救済措置を提供するよう、締約国に対して求める。締約国はまた、締約国が、同一価値労働同一報酬の原則の適用について労働基準監督官に対する研修を行なうとともに、適用される法律の効果的執行を確保するためのその他の措置をとるよう勧告する。

20. 2006 年の男女雇用機会均等法改正以降、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する意識が高まっていることには留意しながらも、委員会は、法律上、セクシュアルハラスメントが禁じられていないことに、懸念をもって留意する。（第 7 条）

委員会は、締約国に対し、とくに職場におけるセクシュアルハラスメントに関して、犯罪の重大性に相応する制裁をともなったセクシュアルハラスメント罪を法律に導入するよう促す。委員会はまた、締約国が、被害者が報復を恐れることなく苦情を申し立てられることを確保するよう勧告する。委員会は、締約国が、セクシュアルハラスメントに反対する公衆の意識を引き続き高めるよう勧告する。

2011 年 11 月 憲章 24 条に基づく 100 号条約違反申立と ILO の結論と勧告要旨

兼松事件、昭和シェル(野崎)事件、昭和シェル(集団)事件につき 3 組合が、判決は ILO100 号条約違反として ILO に申立した事件に、結論と勧告が出された。

- * 日本政府が、労働基準法 4 条は I L O 1 0 0 号条約の要請を充足しており、異なる仕事や雇用管理区分にあってもこれを適用して賃金格差を是正することができるという公式の回答をしているにもかかわらず、実際の司法救済や労働監督はそうした政府の姿勢をふまえたものとは言い難いと指摘
- * 「『同一価値労働』は『同一』『同じ』『同様』な労働に対する同一報酬を含み、それを超える概念であり、全く性質が違うが価値は同じ労働をも含むものである。」 労働基準法 4 条が異なる職務、職種、雇用管理区分に対しても実際に適用されていることを示す情報が欠落している。したがって本委員会は、現実の法律の履行において、同一の職務、職種、雇用管理区分を超える広い範囲での比較が一般的に行われていないとの結論
- * 次回定期報告（2013 年秋）に結論に留意した詳細な追加情報を要請
- * 条約勧告適用専門家委員会にフォローアップを委任

2012 年 3 月 憲章 24 条に基づく ILO181 号条約違反申立と ILO の結論及び勧告要旨

（派遣労働ネットワーク 中野麻美弁護士提供）

【申立の内容】

ILO181号条約は、派遣元の雇用責任の完全な履行のもとに、「利用者企業」の指揮監督のもとで働くスタイルをも対象としているが、第5条1項で定められているように、労働者が雇用されることにおいて、差別なく取り扱うことや、第11条に列記されている労働法上の諸権利を確保するものでなければならない。登録型派遣労働者が13年も長期にわたって同一派遣先で働き続けても、雇用継続の期待を法的に保護することはできず、登録型派遣は、商取引である労働者派遣契約が終了させられれば雇用も終了するものであるとする司法判断は、労働者に「雇用」を保障したとはいえず、またこの条約が求める権利保障の水準を充足しておらず、登録型派遣は禁止されるべきだとして訴えた。

【ILOの結論・勧告の要旨】

ILO三者構成委員会は、登録型派遣で働く労働者には雇用継続への期待が法的保護に値しないというのであれば、ILO条約1条1項bの「雇用」に関する定義を充足していないという申立人の主張に留意し、条約勧告適用専門家委員会が、派遣労働者の権利保障のために全ての事例においてははっきりとした責任が確定できるような法的枠組みをもつ必要性を強調していることをふまえ、日本政府に対し、181号条約が5条1項を含め全ての労働者に適用されるものであることを疑問の余地なく明確にするよう、また、181 号条約 1 条、5 条、11 条に適合させる法制度とその運用のための措置をとるよう勧告した。そして、日本において、登録型派遣を禁止しようとした改正派遣法が修正された事態も踏まえつつ、政府に対し181号条約に関する詳細な報告を年内に提出するよう求め、今後条約勧告適用専門委員会においてフォローアップしていくとした。具体的には以下の通り。

- (1) 伊予銀行事件に関する司法判断が、条約 1 条 1 項 b の「雇用」の概念に違反しているという申立人の主張を重視し、司法権の独立にかんする日本政府の弁明にも配慮しつつ、伊予銀行は当局からの是正指導を何ら受けていなかったこと、したがって 181 号条約 11 条が求めている派遣労働者に対し十分な保

護を与えるよう必要な措置をとることを日本政府が怠っていたかも知れないと指摘した。すなわち、このケースにおいては、派遣労働者に対して保障されるべきILO条約に基づく権利が現実に確保されてはおらず、本来は、そうした事態が是正されるべきであった。

- (2) 問題の司法判断が、雇用の継続を期待する派遣労働者の権利を否定し、雇用関係の期間の長さに関係なく、あるいはハラスメントの申立に関係なく、雇用主としての責任を派遣元事業主が果たす責任を認定することをしなかった、と指摘する申立人の主張についても留意する。ⁱ
- (3) 派遣元事業主の雇用主としての責任から逃れられないようにするために「登録型派遣」を原則的に禁止すべきであって、「登録型派遣」が合法であり続ける場合は、解雇であろうと、契約更新の拒否であろうと、雇用終了の事由は制限されるべきであり、派遣労働者は直接雇用労働者と同一の雇用上の権利が保障されるべきであり、それがILO条約が求める保護であるという申立人の主張にも留意する。
- (4) 条約勧告適用専門家委員会が、181号条約の対象分野において十分な保護を確保するためにはっきりとした法的枠組みを持つ必要を強調していること、さらに、派遣先が仕事を割り当て、指揮命令するという特殊性と責任が曖昧化されることに対処して全ての事例において責任を明確化できるようにしなければならないとの指摘を踏まえ、181号条約が5条1項を含め全ての労働者に適用されるものであることを疑問の余地なく明確にするよう日本政府に求める。
- (5) 雇用管理に欠ける日雇い派遣のような働き方を、他の雇用の選択肢がないために長期間継続している実態や、派遣が禁止されている業務について違法派遣が行われているなど、新しい派遣形態の出現に日本政府自身が懸念を表明していることに留意し、「登録型派遣」と製造業への派遣を原則禁止するなど派遣労働者の保護を強化する労働者派遣法改正案が修正され、登録型派遣制度がほとんど変更なく機能し続けることになったことを受けて、派遣労働者に対する効果的保護が欠落している状況に鑑み、181号条約1条5条11条に適合させる法制度とその運用のための措置をとるよう日本政府に要請する。

ⁱ 日本政府は、この点について、労働者派遣法は条約11条が求める保護と同等の保護を派遣元事業主に雇用される労働者に保障しているおり、労働関係法規については、原則として雇用主である派遣元に適用され、一定の規定については派遣先にも適用されるから条約の内容を充足しているなどと主張したが、委員会は、これらの主張や情報提供は、条約5条1項の規定が派遣元事業主と派遣先企業の両方に適用されるのかを明らかにしていないとしている。条約5条1項は、労働者が雇用されること、個々の業務に就く機会及び待遇の均等を促進するため、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統若しくは社会的出身による差別又は年齢、障害等国内法及び国内慣行の対象とされている他の形態による差別なしに労働者が取り扱われるべきであることを定めるものであるが、労働者派遣法は、労働基準法3条は派遣先・派遣元いずれにも適用することとしたが、男女同一賃金や男女雇用機会均等法については派遣元の責任とするのみで、職業安定法3条は、直接派遣元・派遣先との契約関係を規律するものではない。また、そもそも、人種、皮膚の色、宗教、政治的意見、国民的系統、社会的出身等による募集・採用など雇用へのアクセスを平等に保障する規定を持ち合わせない。こうした制度の現状からすれば、ILO181号条約を充足しないことは明白である。

2013 年 4 月 10 日

厚生労働省
労働政策審議会雇用均等分科会 委員各位

国連女性差別撤廃委員会の懸念及び勧告に応える 雇用機会均等法の改定を求める要請書

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC)
連絡先 Tel/Fax 03-5905-0365

私たちは、女性差別撤廃条約の国内での実現を求める NGO のネットワークです。様々な女性差別を撤廃するために活動している国内の 51 団体・グループから成っています。

2009 年、国連女性差別撤廃委員会（以下、「委員会」）は、本条約の実施に関する日本の第 6 次報告に対する総括所見において、女性差別の撤廃にむけ様々な懸念と勧告を出しています。

JNNC は現在雇用機会均等法の改定に向け開催されている雇用均等分科会の審議において、女性差別撤廃委員会の総括所見の指摘が反映され、委員会の要請を実現する方向で審議がなされることを強く期待しております。

日本の男女格差是正が大きく前進するよう、以下の要請を行いますので真摯なるご検討をくださるようお願いいたします。

【改定に向け審議いただくポイント】

1. 「差別の定義」を明確にする。

均等法第 2 条基本的理念の 2 に女性差別撤廃条約第 1 条の「差別の定義」を明記すること。

（参照：資料 総括所見パラグラフ 21、22）

*女性差別撤廃条約

第 1 条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

2. 仕事と生活の両立を男女共に図ることを均等法第 1 条の目的に明示する。

（参照：パラグラフ 47、48）

3. 「間接差別」を例示列举とし、さらに 2004 年 6 月の「厚生労働省男女雇用機会均等政策研究会報告書」が示した事例を追加する。

(参照：パラグラフ 21、22)

4. 雇用管理区分を指針から削除し、男女の比較をする場合には性別以外の合理的な要素の有無を判断するようにする。

(参照：パラグラフ 45)

5. 男女間賃金格差を速やかに縮小するため、一定規模の企業・公共機関には男女別実態の報告義務を課すなど、均等法 14 条を強化する。

(参照：パラグラフ 45, 46)

6. 均等法第 1 条の「男女の均等な機会及び待遇の確保」の待遇には賃金是正も含むことを指針等で明示する。

(参照：パラグラフ 46)

7. 性中立的で客観的かつ国際基準に基づく「職務評価」を、賃金等待遇格差を是正する判断基準とし、雇用均等室に職務評価にかかる専門委員会を設置すること。

(参照：パラグラフ 45)

8. セクシャルハラスメントに対する対策を強化すること。

(参照：パラグラフ 45、46)

以上

選択的夫婦別氏制度に関する政府の世論調査(性別・年代別賛否)

2012(H24)年「家族の法制に関する世論調査」

別姓に反対36.4% 容認35.5% 通称に賛成24.0%

性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成	性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成
男性	20～29歳	29.5%	39.0%	27.6%	女性	20～29歳	16.1%	53.3%	29.9%
	30～39歳	28.3%	39.6%	30.2%		30～39歳	16.2%	48.1%	35.2%
	40～49歳	27.2%	43.4%	28.1%		40～49歳	18.0%	44.2%	36.3%
	50～59歳	29.4%	41.2%	26.9%		50～59歳	23.2%	39.0%	34.4%
	60～69歳	47.0%	34.6%	15.9%		60～69歳	39.9%	33.3%	19.8%
	70歳以上	58.1%	23.2%	12.4%		70歳以上	58.5%	17.9%	14.2%
計		39.7%	35.5%	21.6%	計		33.7%	35.5%	27.9%

2006(H18)年「家族の法制に関する世論調査」

別姓に反対35.0% 容認36.6% 通称に賛成25.1%

性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成	性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成
男性	20～29歳	26.0%	42.0%	30.0%	女性	20～29歳	17.6%	46.4%	33.6%
	30～39歳	22.8%	46.2%	28.8%		30～39歳	15.9%	40.2%	41.1%
	40～49歳	27.6%	41.4%	27.6%		40～49歳	18.9%	43.6%	35.1%
	50～59歳	35.3%	42.3%	19.5%		50～59歳	31.3%	40.6%	23.4%
	60～69歳	49.3%	32.2%	17.1%		60～69歳	45.2%	29.7%	22.1%
	70歳以上	59.8%	23.0%	15.8%		70歳以上	56.8%	18.0%	15.3%
計		39.1%	37.0%	21.7%	計		31.7%	36.2%	27.9%

2001(H13)年「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」

別姓に反対29.9% 容認42.1% 通称に賛成23.0%

性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成	性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成
男性	20～29歳	15.8%	51.4%	28.7%	女性	20～29歳	11.7%	52.1%	32.3%
	30～39歳	17.3%	52.7%	26.7%		30～39歳	9.4%	52.9%	33.7%
	40～49歳	25.3%	46.7%	25.7%		40～49歳	17.4%	47.6%	30.9%
	50～59歳	35.9%	38.7%	18.2%		50～59歳	28.9%	45.7%	20.9%
	60～69歳	47.5%	33.6%	14.8%		60～69歳	42.9%	35.8%	15.7%
	70歳以上	61.1%	21.2%	12.1%		70歳以上	52.8%	18.8%	16.5%
計		33.7%	40.9%	20.9%	計		26.5%	43.2%	24.9%

1996(H8)年「家族法に関する世論調査」

別姓に反対39.8% 容認32.5% 通称に賛成22.5%

性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成	性・年齢		別氏に反対	別氏を容認	通称に賛成
男性	20～29歳	22.7%	47.7%	20.3%	女性	20～29歳	19.0%	43.0%	36.7%
	30～39歳	20.8%	43.1%	31.9%		30～39歳	14.8%	45.4%	38.0%
	40～49歳	32.3%	41.5%	21.8%		40～49歳	32.2%	36.6%	24.5%
	50～59歳	51.4%	29.5%	17.5%		50～59歳	45.4%	25.9%	22.7%
	60歳以上	71.3%	15.1%	11.3%		60歳以上	59.6%	17.5%	11.1%
計		43.8%	32.9%	19.4%	計		36.7%	32.2%	25.0%

「世論」は、本当に選択的夫婦別氏制度に反対なのか『時の法令』第1928号より抜粋

民法改正の議員立法案提出状況

	衆議院	参議院
140回 通常国会	1997年3月13日提出(坂上富男君外4名) 6月11日提案理由説明・質疑、6月13日参考人質疑～廃案	1997年6月5日発議((照屋寛徳君外4名)～廃案 1997年6月6日発議(山崎順子君外3名)～廃案
142回 通常国会	1998年6月8日提出(枝野幸男君外8名) ～継続	
143回 臨時国会	継続	
144回 臨時国会	継続	
145回 通常国会	継続～廃案	
146回 臨時国会	1999年12月10日提出(北村哲男君外8名) ～継続	1999年12月10日発議(千葉景子君外9名) 12月15日提案理由説明～廃案
147回 通常国会	2000年6月2日解散により廃案	2000年1月20日発議(千葉景子君外9名) 3月14日提案理由説明、5月25日質疑～廃案
150回 臨時国会		2000年10月31日発議(千葉景子君外10名)～廃案
151回 通常国会	2001年5月8日提出(枝野幸男君外7名)、 6月20日提出(漆原良夫君外2名)～2案とも継続	2001年5月10日発議(千葉景子君外10名) 6月14日提案理由説明～廃案
152回 臨時国会	2案とも継続	
153回 臨時国会	2案とも継続	2001年11月13日発議(千葉景子君外9名)～継続
154回 通常国会	2案とも継続	2002年7月23日提案理由説明～廃案
155回 臨時国会	2案とも継続	
156回 通常国会	2003年7月18日一般質疑で夫婦別姓の参考人質疑、2案とも継続	2003年5月27日発議(千葉景子君外9名)～廃案
157回 臨時国会	2003年10月10日解散により廃案	
159回 通常国会	2004年5月14日提出(枝野幸男君外6名) ～継続	2004年5月14日発議(千葉景子君外9名)～廃案
160回 臨時国会	継続	
161回 臨時国会	継続	
162回 通常国会	2005年8月8日解散により廃案	2005年3月30日発議(千葉景子君外7名)～廃案
164回 通常国会	2006年6月8日提出(枝野幸男君外7名) ～継続	2006年5月31日発議(千葉景子君外7名)～廃案
165回 臨時国会	継続	
166回 通常国会	継続	※①2007年5月発議(西岡武夫君外4名)～廃案
167回 臨時国会	継続	
168回 臨時国会	継続	
169回 通常国会	継続	2008年4月22日発議(千葉景子君外9名)～廃案
170回 臨時国会	継続	
171回 通常国会	2009年7月21日解散により廃案	2009年4月24日発議(千葉景子君外9名)～廃案
174回 通常国会		
177回 通常国会		
180回 通常国会		
183回 通常国会		※②2013年4月26日発議(前川清成君外6名)

※①再婚禁止期間の短縮のみ ※②婚外子相続分規定の改正のみ

◆各政党の政策（マニフェスト・政策集等）

▼民法改正に賛成の立場

民主党

○政権政策委員会提言（1999年8月24日）

多様な価値観と選択肢を認めるため、選択的夫婦別姓制度を導入する。

○民主党の2000年度活動方針（2000年1月15日）

各地の市民団体とも連携して、民法改正（選択的夫婦別姓）、女性への暴力、児童虐待問題にも取り組み、権利擁護を進めます。

○「新しい政府」を実現するために民主党は「最良の国・日本」を創る（2000年1月16日）

多様な価値観と選択肢を認めるため、選択的夫婦別姓制度を導入します。

○民主党の「15の挑戦と110の提案」～無責任政治と決別し、安心の未来を創るために（2000年6月6日）

選択的夫婦別姓制度を導入します

○第19回参議院議員通常選挙政策（2001年3月23日）

希望すれば夫婦が別の姓を選択することができる選択的夫婦別姓制度と、自らが何ら責任を有さない出生の事情によって子どもが不利益を被らないよう婚外子（非嫡出子）の相続差別をなくすことを内容とした民法の改正を実現します。

○2003統一地方選挙政策集

夫婦同姓にすることも貴重な選択ですが、別姓を選べない法律下では、女性が「改姓したくない」と思ったときに、「女は結婚したら夫の姓を名乗るのが当たり前」という価値観が押しつけられるのが現状です。民主党提出の民法改正法案を成立させ、希望すれば夫婦が別の姓を選択することができる制度と、自らが何ら責任を有さない出生の事情によって子どもが不利益を被らないよう婚外子（非嫡出子）の相続差別をなくすことを実現します。

○民主党政策集日本を、あきらめない。2005年（第44回衆議院選挙）（政策INDEX2005）

現行法では、本人が希望しても夫婦別姓が認められず、女性が「改姓したくない」と思っても、「女は結婚したら夫の姓を名乗るのが当たり前」という価値観を押しつけられるのが現状です。民主党は、希望すれば夫婦が別の姓を選択することができる制度をつくるとともに、自らが何ら責任を有さない出生の事情によって子どもが不利益を被らないよう、婚外子（非嫡出子）の相続差別をなくすため、「民法改正案」を提案しています（1998年の第142国会以降4回提出）。

○2007政策リスト300

選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消

現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の97%で女性が改姓しています。民主党は、仕事の上などでの社会的不利益をなくす、自分が使ってきた姓を使うことでアイデンティティを守るなどの様々な理由で別姓を望む人が、選択できる制度を導入する「民法改正案」を提案しています。

○民主党政策集INDEX 2009

選択的夫婦別姓の早期実現

民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入します。

現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の96%で女性が改姓していますが、仕事上の事情から結婚前の姓を名乗り続けたい、生来の姓を自己のアイデンティティとを感じるなどのさまざまな理由で夫婦別姓を望む人が選択できる制度を求める声が若い世代を中心に増えています。

公明党

○第4回党全国大会重点政策「いのち輝く社会をめざして」（2002年11月2日）

選択的夫婦別姓の導入や、婚外子の相続差別を撤廃するなど、民法を改正し、法の上の男女差別を撤廃します。

○公明党マニフェスト2005

夫婦の姓（氏）について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。

○公明党マニフェスト2007政策集

夫婦の姓（氏）について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。

○マニフェスト'09

選択的夫婦別姓制度の導入

夫婦の姓（氏）について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。

○マニフェスト2010（参院選重点政策）

選択的夫婦別姓制度の導入など「民法」改正

「民法」を改正し、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入や男女の婚姻適齢の18歳統一を実現します。

○公明党マニフェスト2012政策集

人権が尊重される社会の構築 - 選択的夫婦別姓制度の導入など「民法」改正

「民法」を改正し、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入や男女の婚姻適齢の18歳統一を実現します。併せて、女性の再婚禁止期間を現行の6カ月から100日に見直し、また非嫡出子の相続分について、嫡出子と同一になるよう婚外子の相続差別の撤廃を図ります。

日本共産党

○「男女共同参画基本計画」の充実と実効ある施策についての申し入れ（2002年12月17日）

選択的夫婦別姓の導入、非嫡出子の相続差別廃止など民法の改正をすみやかに行うこと。

○総選挙にのぞむ日本共産党の政策（2003年10月8日）

日本は世界でも数少ない夫婦同姓制度を取っている国です。民法を改正し選択的夫婦別姓の実現、女性のための再婚禁止期間の見直しなどをただちにおこないます。

○参議院選挙にのぞむ日本共産党の各分野の政策（2004年6月2日）

待たれている選択的夫婦別姓制度の実現を急ぐとともに、民法における女性のための再婚禁止期間や婚外子差別など、法律上の差別を是正します。

○衆議院選挙にのぞむ日本共産党の各分野の政策（2005年8月11日）

待たれている選択的夫婦別姓制度を早く実現し、民法にある女性のための再婚禁止期間や婚外子への差別など、法律上に残された差別を是正します。

○参院選にのぞむ日本共産党宣言（12の重点政策）（2007年6月15日）

女性差別撤廃条約に反する民法を見直し、改正をすすめます。

民法には夫婦同姓制度、再婚禁止期間、婚姻最低年齢など女性差別的な条項が残されています。（略）

選択的夫婦別姓制度、再婚禁止期間短縮などをすすめます。

○「国民が主人公」の新しい日本をめざす日本共産党の基本政策（2009年7月28日）

民法を改正し、選択的夫婦別姓制度の実現、再婚禁止期間・婚姻最低年齢の見直し、婚外子差別の禁止をすすめます。

○2010年参議院議員選挙にのぞむ日本共産党の政策集

男女平等・人権尊重・民主主義をすべての分野につらぬきます

民法改正は、民主党政権が公約も国民の期待も裏切り、いまだに実現していません。選択的夫婦別姓制度の実現、再婚禁止期間・婚姻最低年齢の見直し、婚外子差別の禁止など民法改正をすすめます。

○2012年総選挙政策 改革ビジョン

民法改正し、差別的規定をなくします

民法に、夫婦同姓を強制する制度や女性のための再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、男女平等と人権に反する遅れた制度が残されています。法制審議会答申から16年も歴代政権が放置してきた結果です。国連女性差別撤廃委員会からもくりかえし改善勧告が出され、09年夏の女性差別撤廃委員会も法制度改善の遅れを批判し、「早急な対策」を求めています。憲法や国連女性差別撤廃条約の精神にそって、一日も早い民法改正の実現をはかります。離婚後300日以内に出生した子の無戸籍の問題の解決のためにも重要です。

社会民主党

○21世紀人権政策大綱（1999年10月21日）

社民党（旧社会党）は、戦後一貫して男女平等社会の実現に向けて、これまで労働基準法、母子保健法、育児・介護休業法の制定、女性差別撤廃条約の批准促進、男女雇用機会均等法の制定などに取り組んできました。現在も、男女雇用機会均等法の改正に伴う労働基準法の「女性のみ保護規定」解消を受けて、男女共通の時間外・休日労働、深夜業規制の立法化、選択的夫婦別姓の導入や婚外子差別の解消を図る民法改正の実現などをめざしています。

○第20回参議院選挙政策集社民党の政策9つの約束（2004年）

選択的夫婦別姓の導入、婚外子への相続差別是正、婚姻年齢の男女同一化、女性のための待婚（再婚禁止）期間の見直しなど、民法改正を早期に実現します。

○社民党総合政策ガイド2005 10の提案

選択的夫婦別姓の導入、婚外子への相続差別是正、婚姻年齢の男女同一化、女性のための待婚（再婚禁止）期間の見直しなど、民法改正を早期に実現します。

○社民党総選挙公約2005

民法を改正し、選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別撤廃など実現します。

○参議院選挙公約2007

婚外子差別の禁止、再婚禁止期間の見直し、選択的夫婦別姓を実現します。

○衆議院選挙公約2009

選択的夫婦別姓制度、婚外子差別の禁止、離婚後300日問題（子どもの父親が誰であることを推定する嫡出推定）、婚姻年齢の男女同一化、女性だけに定められた再婚禁止期間の見直しなど、民法改正を実現します。

○Manifesto2010 参議院選挙公約

女性の人権を守ります

選択的夫婦別姓制度、婚外子差別の禁止、離婚後300日問題（子どもの父親がだれであることを推定する嫡出推定）、婚姻年齢の男女同一化、女性だけに定められた再婚禁止期間の見直しなど、民法改正を実現します。

○衆議院選挙公約2012

女性の人権を尊重します

選択的夫婦別姓制度の導入、婚外子差別の禁止、婚姻年齢を男女同一の18歳とすること、女性だけに定められた再婚禁止期間の廃止など、男女平等の観点から民法を改正します。

▼民法改正に反対の立場

自由民主党

○自民党政策集 J-ファイル 2010（マニフェスト）

民主党の夫婦別姓法案に反対 自民党は働く女性を応援

夫婦別姓を選択すれば、必ず子どもは両親のどちらかと違う「親子別姓」となります。わが党は、民主党の夫婦別姓制度導入法案に反対し、日本の家族の絆を守ります。また、女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します。

○自民党政策集 J-ファイル 2012

民主党の夫婦別姓法案に反対 自民党は働く女性を応援

民主党の夫婦別姓が導入されれば、必ず子どもは両親のどちらかと違う「親子別姓」となります。わが党は、民主党の夫婦別姓制度導入法案に反対し、日本の家族の絆を守ります。また、女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します。

国民新党

○2010 政策集 夫婦別姓反対

一人一人の心の繋がりが希薄になり、地域における一体性も失われつつある今日、「夫婦別姓制度」は夫婦間のみならず「親と子」など家族全体の絆に大きな影響を与えると危惧されています。また男性が女性の姓を選択する婿養子制度により、現行法でも結婚後の姓を選択する権利は男女とも平等に付与されています。社会・地域・家族のあり方が問われる今日、家族の崩壊を助長する夫婦別姓制度に我が党は信念を持って反対します。

たちあがれ日本

○たちあがれ日本政策宣言 2010

永住外国人地方参政権付与法案と夫婦別姓を認める民法改正案に反対

参政権は国民固有の権利、家族の絆は社会の基盤です。地方議会と連携し、日本社会の根幹を揺るがす制度改革は絶対に阻止します。

資料：衆議院調査局法務調査室「夫婦の氏－検討のための基礎的資料－」より抜粋し加筆修正